



川西市中央北地区  
低炭素まちづくり計画

平成 25 年 3 月  
川 西 市



## 中央北地区低炭素まちづくり計画の実現に向けて

近年、人口減少や高齢者化社会の到来、市街地の拡大に伴い増大した都市基盤ストックの適正な維持管理・更新、深刻さが増す地球温暖化問題への対応が課題となっています。

現在、市の玄関口である川西能勢口駅に隣接する中央北地区（22.3ha）において持続可能で、かつ、環境にやさしいまちをめざして、民間活力の導入を積極的に行いながらまちづくりを進めています。

平成23年6月に「中央北地区のまちづくり方針」を策定し、その実現に向けた方策の一つとして低炭素社会の構築を掲げ、このたび「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」に基づき、『中央北地区低炭素まちづくり計画』を策定いたしました。

本計画は、中央北地区での低炭素まちづくりを進めるにあたり、「都市機能の集約化」「交通」「建築物」「みどり」「エネルギー」の5項目の方針及び目標を示しています。住宅誘致における「集約都市開発事業」の活用、公共交通の利用促進や自転車、電気自動車等の環境に配慮した交通手段の誘導、緑の積極的な配置や緑視率への配慮、未利用エネルギーの導入など積極的な低炭素化によるまちの形成をめざします。

本計画は、中央北地区の低炭素まちづくりを実現するための指針となるものです。この計画を着実に実現していくためには、市民や事業者の皆さんと情報を共有し、連携してまちづくりを進めていくことが大切です。

今後とも皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、数多くのご意見、ご提言をいただきました皆さまに対し、心からお礼申し上げます。

平成25年3月15日

川西市長 大塩民生



## 目 次

第1章 低炭素まちづくり計画策定の背景および基本的事項 .....	1
第1節 都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨と概要 .....	1
1. 都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨.....	1
2. 本法律で創設される制度および特例.....	1
第2節 計画の趣旨 .....	5
第3節 計画の基本的事項.....	6
1. 計画の位置づけと役割.....	6
2. 計画の対象分野 .....	7
3. 計画区域 .....	7
4. 集約地域 .....	7
5. 計画の期間.....	7
第2章 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」基本方針 .....	8
第1節 目標および基本方針 .....	8
第3章 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」実行計画 .....	9
第1節 集約地域の概要 .....	9
第2節 計画の目標を達成するための事項.....	16
第3節 取り組みの具体像.....	17
第4章 計画推進のために.....	34
第1節 事業スケジュール.....	34
第2節 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	36
第3節 各主体の役割.....	36
用語集 .....	38

# 第1章 低炭素まちづくり計画策定の背景および基本的事項

## 第1節 都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨と概要

### 1. 都市の低炭素化の促進に関する法律の趣旨

近年、人口減少、高齢者化社会の到来への対応、市街地の拡大に伴い増大した都市基盤ストックの適正な維持管理・更新、深刻さが増す地球温暖化問題への対応が課題となっています。

こうした中、日常生活に必要なまちの機能が身近なところに集積し、自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできるような「コンパクトなまちづくり」に取り組む必要があります。

こうした背景を踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する法律は、これまでの都市機能の高度化に重点をおいてきたまちづくりに、地球環境に優しい暮らし方やあらゆる人が安全で快適に生活できる地域のあり方などの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくための第一歩として施行されました。

この中で、市町村は国の示す基本的な方針に基づき、「低炭素まちづくり計画」を作成することができ、市町村が策定した「低炭素まちづくり計画」に位置づけられた取り組みについては、関連する規制緩和や支援措置などが講じられます。

### 2. 本法律で創設される制度および特例

本法律では、都市の低炭素化に向けて、以下の制度や特例が創設されます。

低炭素建築物新築等計画の認定制度

集約都市開発事業の認定制度

駐車場法の特例

公共交通の利用促進・貨物の運送の合理化に係る特例

・道路運送法、鉄道事業法、軌道法、貨物利用運送事業法等の特例

・共通乗車船券に係る特例

緑地の保全・緑化の推進に関する特例

・樹木等管理協定制

・特定緑地管理機構の指定

下水道法の特例

都市公園、港湾の占用の許可の特例

既存建築物の所有者等への援助

自動車の使用者等への援助

【参考：集約都市開発事業計画とは】

低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設の整備に関する事業を含む）並びにこれに付随する事業であり、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するものを施行しようとするものは、集約都市開発事業計画を作成し、申請することが出来ます。

なお、集約都市開発事業計画は次に掲げる事項を記載する必要があります。

集約都市開発事業を施行する区域

集約都市開発事業の内容

集約都市開発事業の施工予定期間

集約都市開発事業の資金計画

集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

その他国土交通省令で定める事項

< 集約都市開発事業計画の認定基準 >

都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。

特定建築物の整備について低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合すること。

当該事業により整備される特定建築物の敷地または特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられていること。

計画に記載された事項が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。

当該事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。



出典：都市の低炭素化の促進に関する法律に関する国交省資料

【参考：低炭素建築物新築等計画とは】

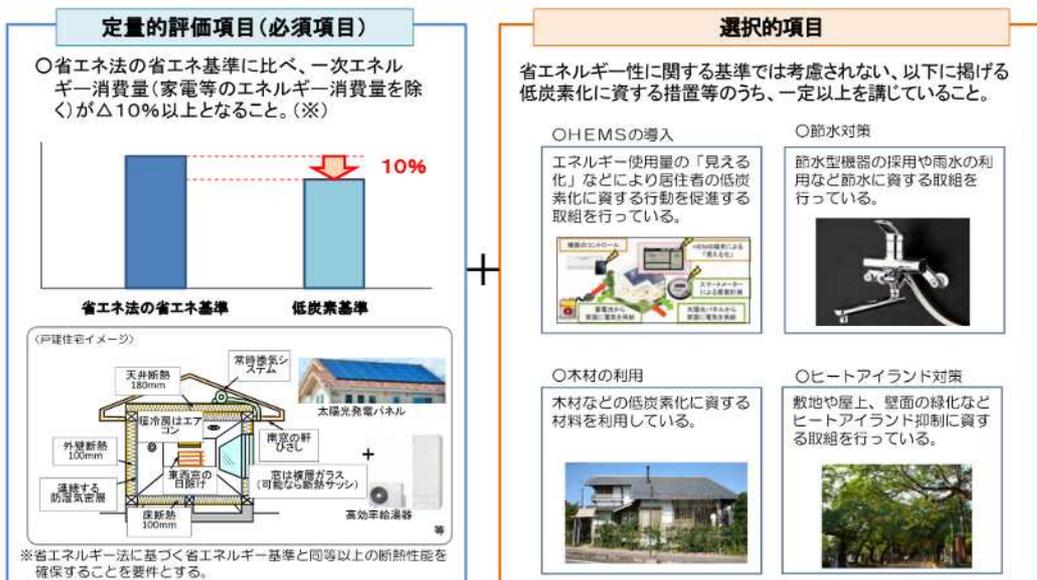
低炭素建築物の認定基準として、以下2点の基準を求めています。

- ・基準では、省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が-10%以上となること。
- ・選択項目8項目のうち（節水に資する機器を設置している、雨水、井水または雑排水の利用のための設備を設置している、エネルギーマネジメントシステムを設置している、再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連携した定置型の蓄電池を設置している、一定のヒートアイランド対策を講じている、建築物（躯体）の低炭素化として、劣化の軽減に資する措置を講じている、木造住宅もしくは木造建築である、高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造体力上主要な部分に使用している）2項目以上に該当していること。または、標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものに該当していること。

低炭素建築物の認定に関する基準イメージ

低炭素建築物の認定に関する基準のイメージ

- 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が△10%以上となること。
- その他の低炭素化に資する措置が講じられていること。



出典：低炭素建築物新築計画の認定基準について 国交省資料

【参考：緑地の保全及び緑化の推進に関する特例】

樹木等管理協定制度

- ・市町村又は緑地管理機構は、樹木保全推進区域内の樹木・樹林地の所有者等と樹木等管理協定を締結し、樹木等の管理を行うことができることとする。

特定緑地管理機構の指定

- ・市町村長や、緑地保全・緑化推進を図ることを目的とするNPO等を特定緑地管理機構として指定することができることとする。

緑地の保全及び緑化の推進に関する特例

緑地の保全及び緑化の推進に関する特例

○緑は、CO<sub>2</sub>の唯一の吸収源

太陽光  
CO<sub>2</sub>  
酸素  
水分

緑地の管理等を担う  
身近な団体の確保

都道府県知事に限られている緑地管理機構の指定権者に市町村長を追加

※緑地管理機構：  
NPO法人や一般財団法人等が、都道府県知事から緑地管理機構として指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行う制度

公益財団法人東京都公園協会、財団法人せたがやトラストまちづくり等計5団体が指定（平成23年1月末現在）

樹林地等の所有者の管理負担を軽減

低炭素まちづくり計画の計画区域内の樹林地等を管理協定制度の対象に追加

※管理協定：  
地方公共団体又は緑地管理機構が、土地所有者等と協定を結び所有者に代わって緑地の管理を行う制度

現行管理協定制度は、特別緑地保全地区等内の緑地に限定

出典：都市の低炭素化の促進に関する法律に関する国交省資料

【参考：未利用エネルギーの利用の促進に関する特例】

下水道法の特例

- ・下水を熱源とする熱を熱供給に利用するための下水道の排水施設からの下水の取水に係る許可等の下水道法の特例を講ずる。

都市公園、港湾の占用の許可の特例

- ・都市公園、港湾における非化石エネルギー利用施設等（太陽光発電設備、蓄電池等）の整備に係る占用については、許可を与えることとする。

## 第 2 節 計画の趣旨

本市は、これまで、人口急増期において、その受け皿となる市街地の規模拡大に応じた都市基盤施設の整備に重点をおいたまちづくりが進められてきました。しかし、市の人口は、平成 22 年をピーク（約 16 万 1 千人）に人口減少に転じ、これまでの都市の成長・拡大が前提のまちづくりとは異なる価値観に基づく都市構造への転換が求められています。

財政的な制約が厳しさを増すなかで、都市経営コストの効率化の要請に応えるためには、農地の宅地化など市街地の拡張による都市基盤（道路・水道・下水道等）の増加を抑制するとともに、都市基盤の維持・管理は効率性を高め、必要な都市機能と公共サービスを集約化させて、コンパクトな都市構造をめざしていく必要があります。

また、都市活動に係る二酸化炭素排出量（民生家庭部門、民生業務部門、自動車や鉄道等の運輸部門）は排出量の全体の約 5 割を占めており、都市における地球環境問題への対策が求められています。

これらの都市課題および社会的要請に対応するには、限りある資源を効率的に活用するため、既存公共施設の社会資源ストックの長寿命化や再活用、重複施設や低利用施設の集約化やコンバージョン（用途転換）維持管理のマネジメント、交通・建築物の低炭素化、エネルギーの効率的利用も進めていく必要があります。

一方、利便性、経済性だけでなく、既存都心機能は、保全・修復を加えながら、今後も魅力やにぎわいを発揮していくこと、30 年以上前に基盤が整備されたニュータウンや既成市街地の集落については、深刻化する高齢化などへの対応など、快適な住環境や魅力向上をめざした取り組みが必要です。

現在、市の玄関口である川西能勢口駅に隣接する中央北地区では持続可能で、かつ、環境にやさしいまちをめざして、民間活力の導入を積極的に行いながらまちづくりが進められようとしています。本地区を本市の低炭素化を促進するモデル地区として位置づけ、当地区のもつポテンシャルを最大限に引き出し、低炭素化に向けて適切に誘導していくために、新法に基づき本計画を策定することとしました。

本計画は、民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化、エネルギー利用の合理化を行い、産学官連携により、地域の力を高め、持続的で魅力ある地域づくりを進めるための指針となります。

また、中央北地区でのまちづくりが本市全体へ低炭素まちづくりを進めていくきっかけとなることをめざし、本計画を策定します。

### 第 3 節 計画の基本的事項

#### 1. 計画の位置づけと役割

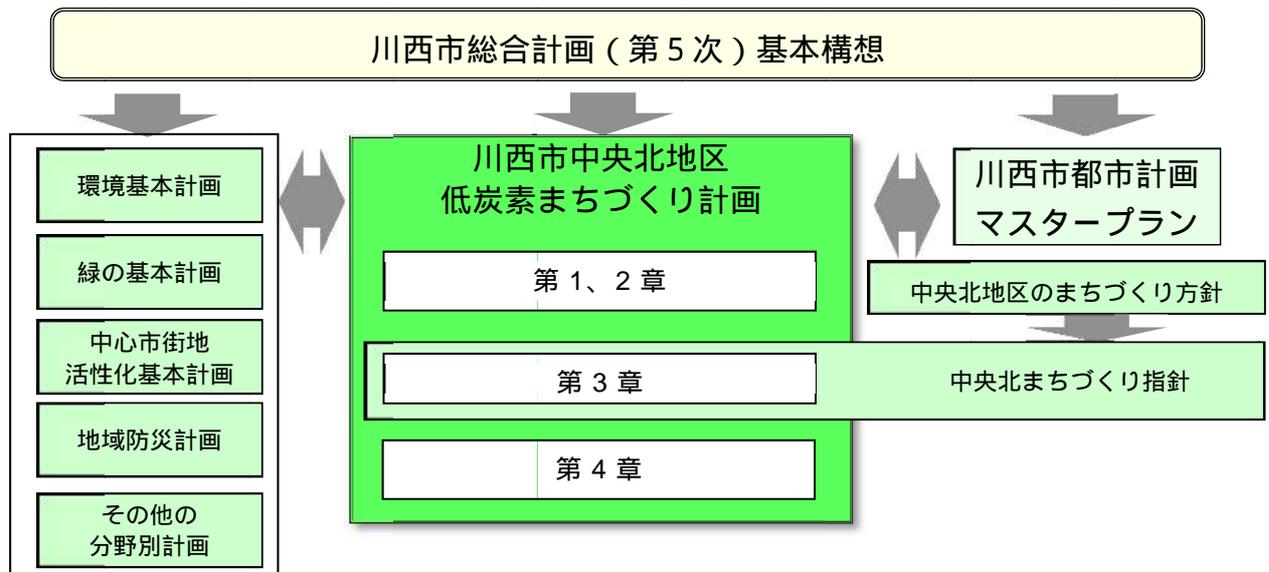
##### (1) 計画の位置づけ

本計画は、平成 24 年 12 月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく計画であり、市の最上位計画である「川西市総合計画の基本構想」に即して定めます。

また、都市計画マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画、中心市街地活性化基本計画など関連する諸計画との整合性を図りながら定めます。

なお、本計画は阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の事業区域を対象としたものであり、「中央北地区のまちづくり方針」と整合性を図りながら定めます。本実行計画は「中央北地区のまちづくり方針」を実現するための具体的指標となる「中央北まちづくり指針」の一部を担うものです。

本計画の位置づけ



##### (2) 本計画の役割

持続可能で、環境にやさしいまちをめざして、本市の低炭素化促進のモデル的な位置づけとして、中央北地区の低炭素化を促進するため、適切に都市、交通、建築物の低炭素化を図るための市民、事業者、行政の指針となるものです。

## 2. 計画の対象分野

本計画の対象分野を以下の5分野とします。

都市機能の集約化

交通

建築物

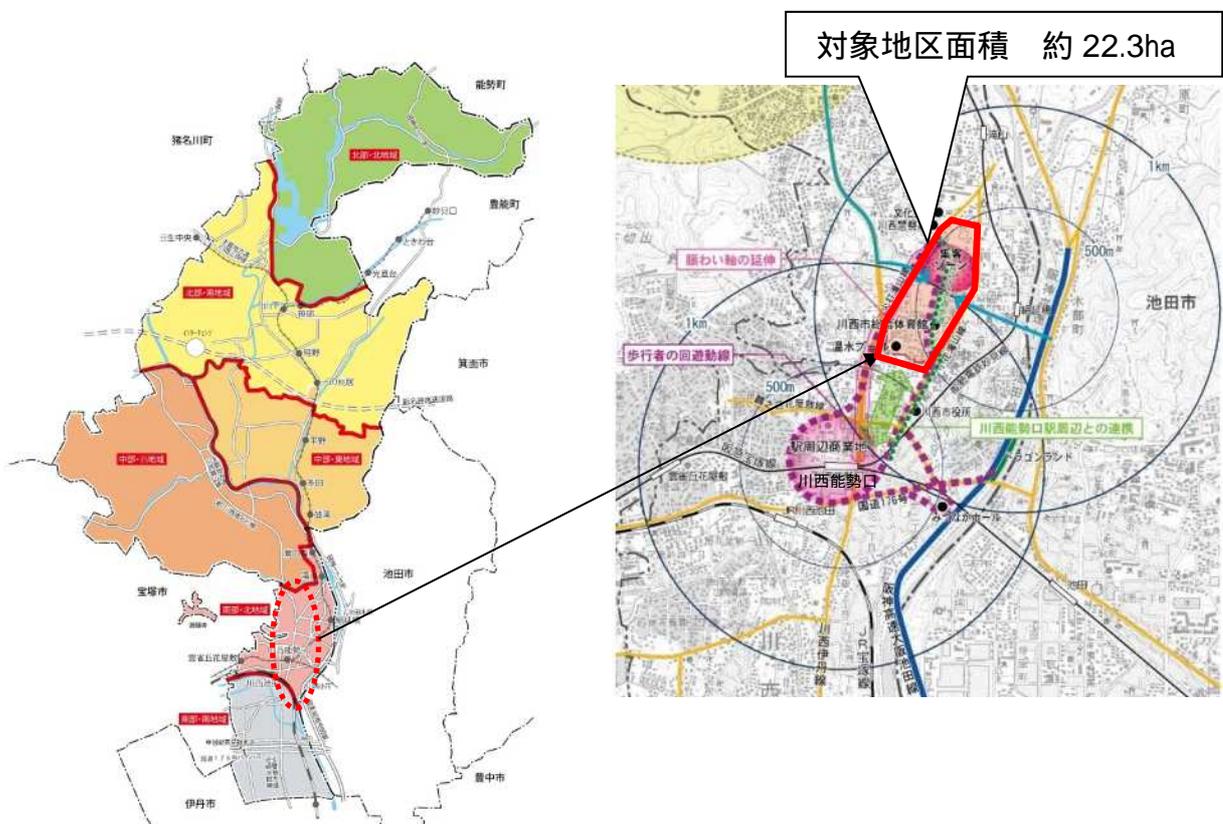
みどり

エネルギー

## 3. 計画区域

本市の低炭素化を促進するためのモデル的な区域として、中心市街地活性化区域に含まれ、阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の事業区域である、約22.3haを計画区域とします。

位置図および対象区域



## 4. 集約地域

本計画区域全域を都市機能の集約を図るための拠点となる地域である集約地域とします。

## 5. 計画の期間

計画の期間は、10年間の計画とします。

なお、集約型都市構造形成に向けて、本計画は2050年(中長期)を展望とした計画としています。

## 第2章 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」基本方針

### 第1節 目標および基本方針

国の基本方針を受け、本市の低炭素化を促進するためのモデル的な地区である本地区が目指す将来ビジョンおよび目標、各分野の方針・目標の目安を下記に示します。

#### 【将来ビジョン】低炭素や省エネに配慮した持続可能なまち

低炭素化や省エネに配慮して、「持続可能なまちづくり」に向けて、定住魅力を高めていくような、多世代が交流し、「安全で安心して住み続けられる居住環境の整備」を進めていくことが必要となります。

#### 【目標】国の温暖化効果ガス削減目標（90年比20%削減相当）と同等レベルの低炭素化を目指す

##### 【方針1：都市構造分野】

#### 現在の都市構造を活かしたコンパクトなまちへの誘導

集客機能、公益機能、高齢社会に対応した医療、福祉など市民生活サポート機能、住宅機能を集積し、誰もが安全・安心して暮らせ、環境負荷も少ないまちへの誘導を行い、コンパクトシティの実現をめざします。

<目標の目安>歩行者、自転車の通行量、地区内のバス乗降客数等が前年より増加する（人・台/年）。

##### 【方針2：交通分野】

#### 公共交通、低炭素端末交通手段を守り育て低炭素な移動を確保

モビリティマネジメントなど中長期を見据えた公共交通を守り育てる取り組みとともに、公共交通への誘導と自転車、電気自動車等の環境に配慮した端末交通手段のモデル的な取り組みの誘導をめざします。

<目標の目安>居住者の地域移転後の交通部門に関する排出量が地域移転前と比べて90年比マイナス20%相当分となる削減量をめざす。

##### 【方針3：建築分野】

#### 自然エネルギー活用や景観配慮による魅力的な低炭素建築物への転換

自然エネルギー・人（建築技術）・ストックを活かした低炭素建築物（環境配慮建築物）へ転換し、快適で魅力的なサステナブルな建築物の普及の指針となるようなまちの形成をめざします。

<目標の目安>省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量を10%以上削減する。（一定の規模以上の建築物対象）

##### 【方針4：みどり分野】

#### みどりを育み、感じられるまち

みどりの積極的な配置を進めるとともに、緑視率に配慮し、みどりの「見える化」を行うことで居住者や来訪者がみどりを意識し、感じることができるまちの形成をめざします。また、市民参加による緑化活動の推進など市民とともにみどりを育むまちをめざします。

<目標の目安>間口緑視率（%）を10%確保する。（一部15%。詳細はP28参照）

##### 【方針5：エネルギー分野】

#### エネルギーを感じられ、災害時に一定のエネルギーが確保されるまち

再生可能エネルギー等の導入を進めるとともに、エネルギーの「見える化」を行うことで居住者や来訪者が省エネルギー化を意識し、感じることができるまちの形成をめざします。また、災害時に一定のエネルギーを確保することをめざします。

<目標の目安>全てのゾーンに再生可能エネルギーを導入する。

国の目標が見直された時点で、本計画の目標の見直しも行います。  
各分野の具体的な目標は「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画運用基準」に定めます。

# 第3章 「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」実行計画

## 第1節 集約地域の概要

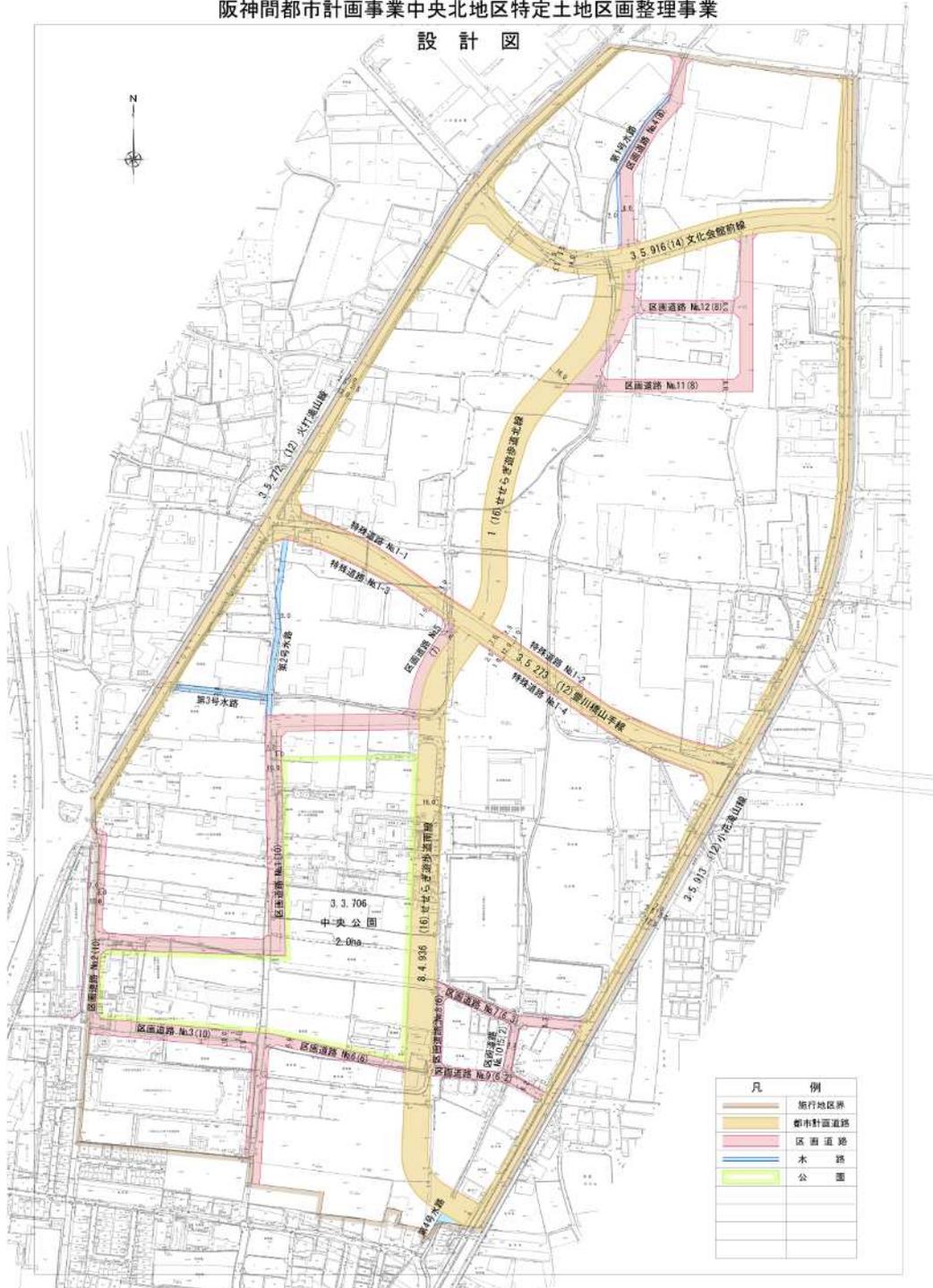
### (1) 土地区画整理事業概要

本地域の土地区画整理事業の概要をよび設計図を示します。

#### 土地区画整理事業の概要

・事業の名称	阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業		
・施行者	川西市	・施行地区面積	約 22.3ha
・施行地区区域	川西市火打1丁目、中央町ほか		
・都市計画決定	平成 22 年 7 月 30 日	・事業計画決定	平成 23 年 3 月 30 日

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業



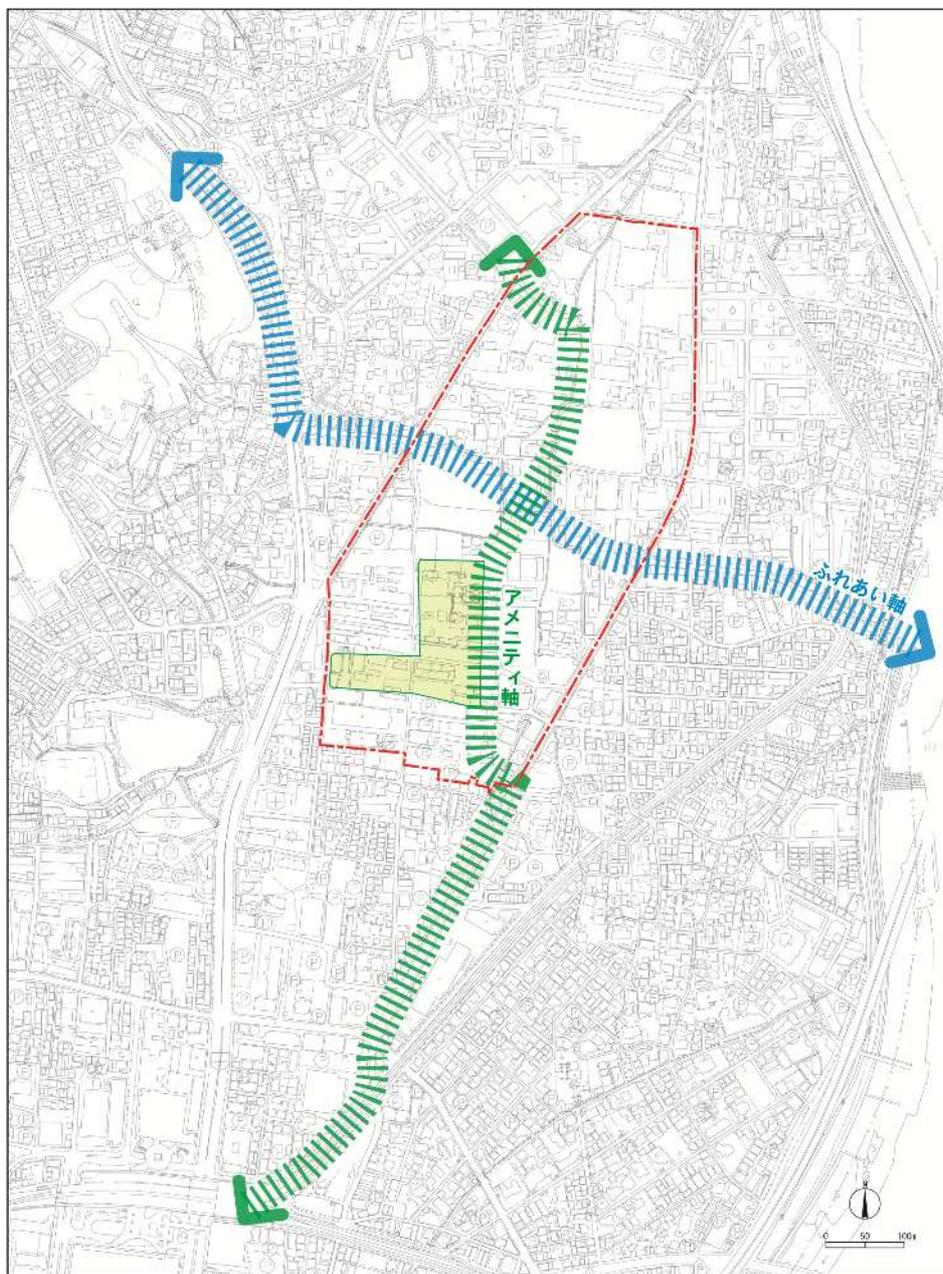
## (2) まちの構造の考え方

地域内の農業用水路(“せせらぎ水路”)を活かした南北方向の『アメニティ軸』と広域圏を視野に入れ、商業や住宅等、都市生活機能を充実させ、東西地域の交流として位置づけた『ふれあい軸』の2軸を形成します。

『アメニティ軸』では、オープンスペースの緑化等により、水と緑のプロムナードをつくり、猪名川・五月山等の自然と調和させながら、美しい街並みと快適な生活空間の創出をめざします。

『ふれあい軸』では、ゆとりある歩道整備や建築敷地内のオープンスペースの配置、既存道路の歩行者空間化等による快適で歩きやすい歩行者ネットワークの創出を図ります。

都市構造図

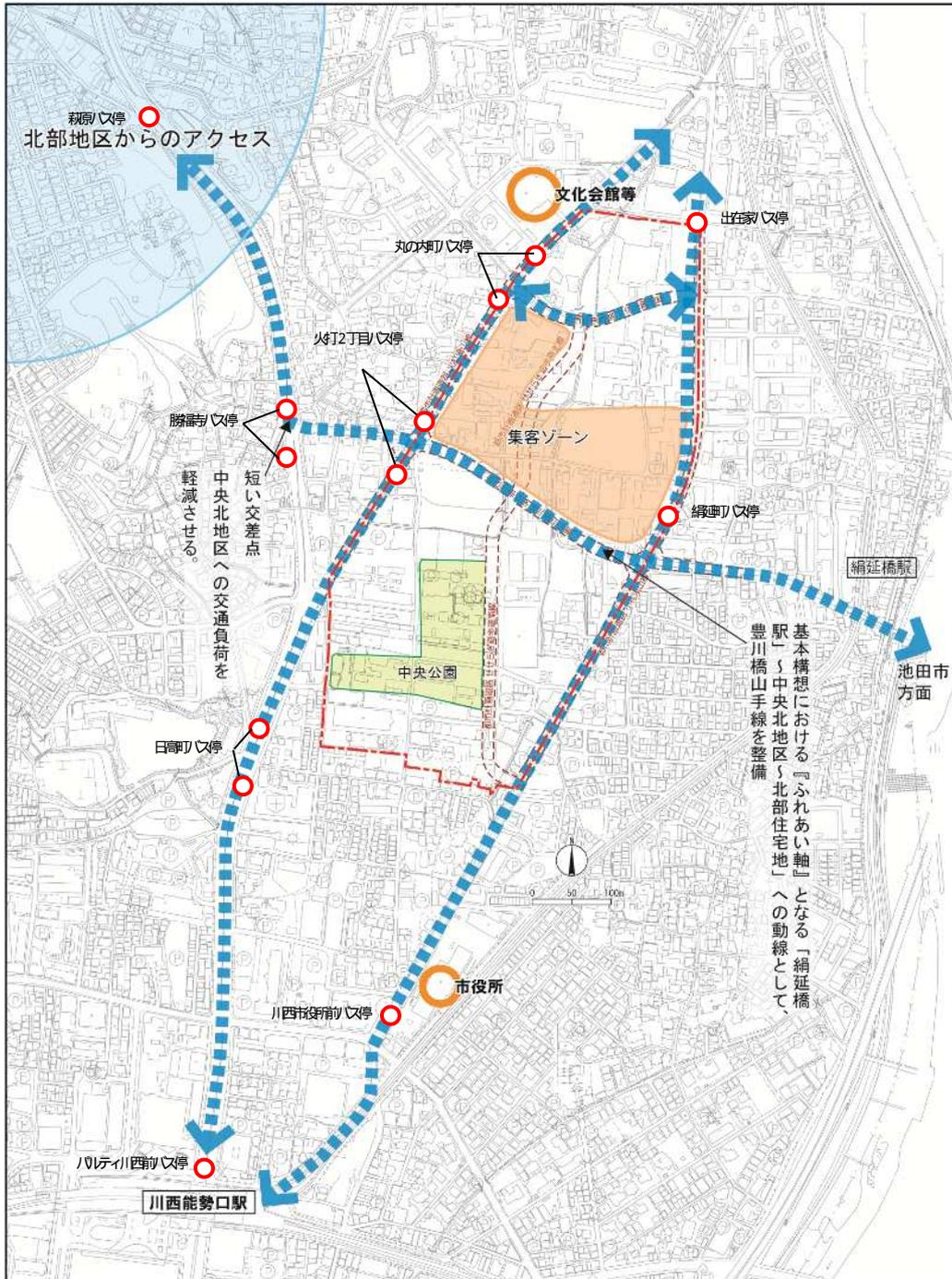


### (3) 交通および歩行者ネットワークの考え方

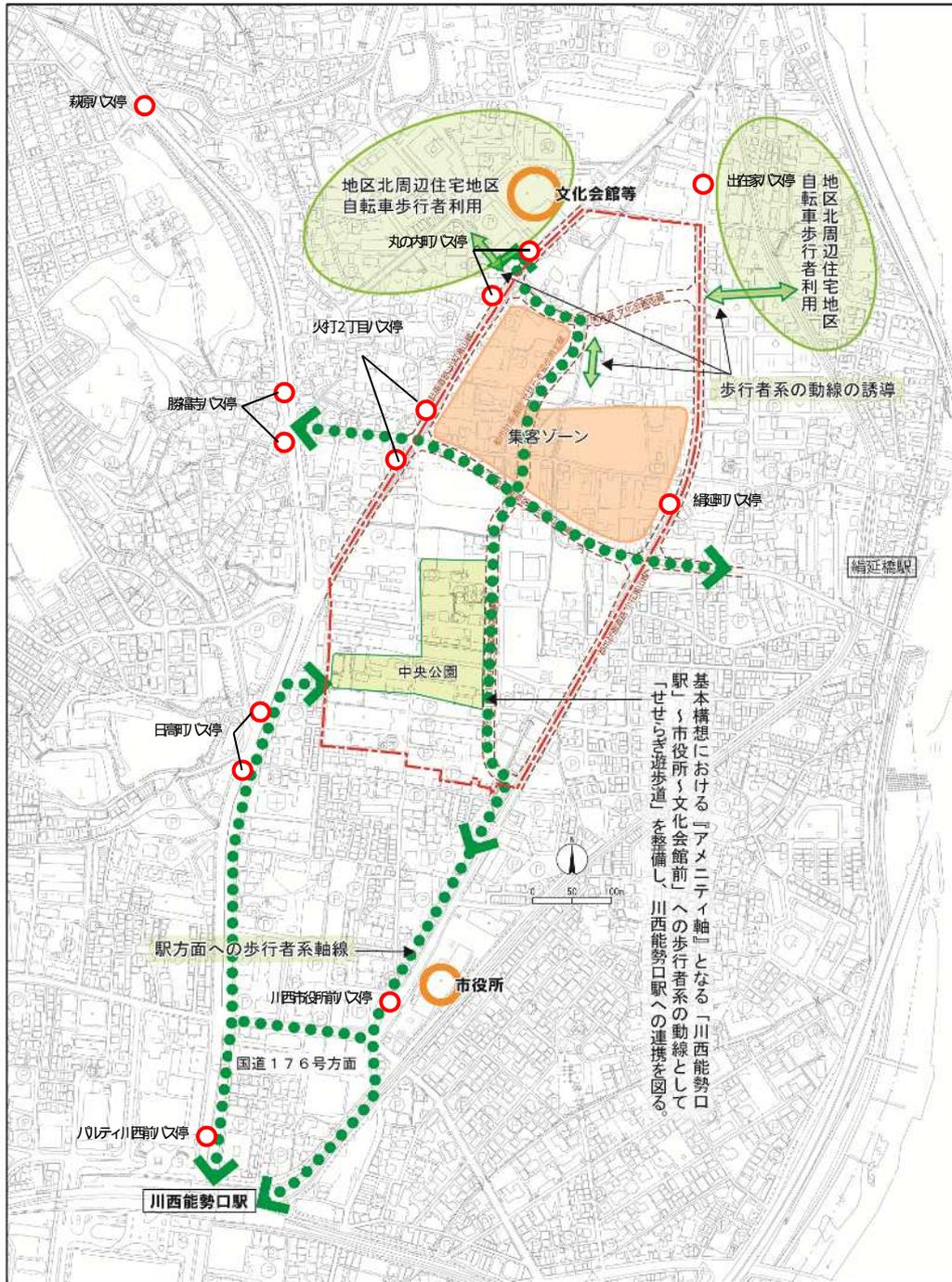
交通ネットワークは、『ふれあい軸』となる「絹延橋駅～中央北地区～北部住宅地」への動線として、都市計画道路豊川橋山手線を位置づけ、整備します。

歩行者系ネットワークは、『アメニティ軸』となる「川西能勢口駅～市役所～文化会館」への歩行者系の動線として、歩行者専用道路の「せせらぎ遊歩道」を整備し、川西能勢口駅への連携を図ります。

交通ネットワーク図



### 歩行者系ネットワーク図

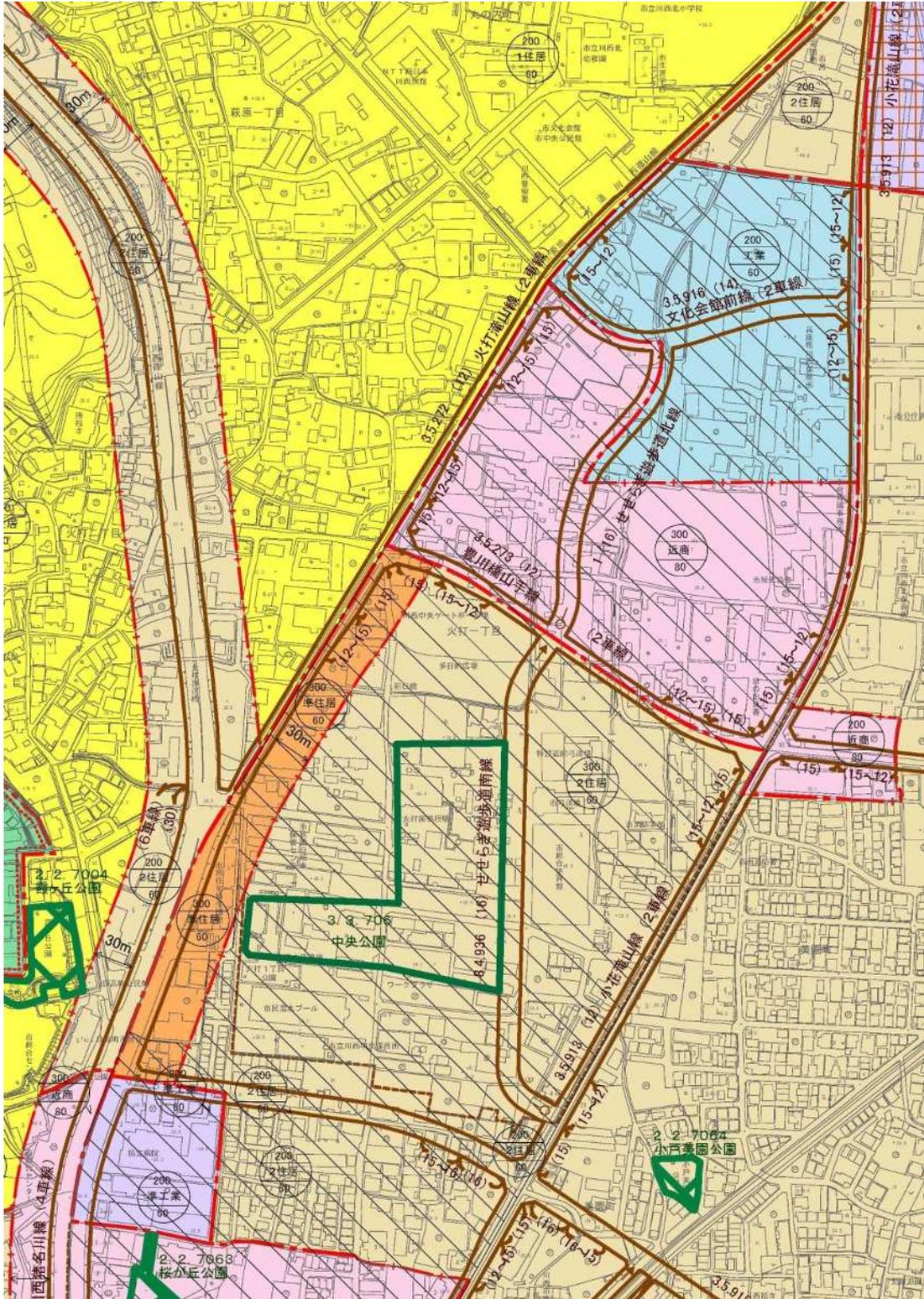


#### (4) 用途地域

中央北地区の用途地域を示します。

地区北部は工業地域、豊川橋山手線北側は近隣商業地域、南側は主に第二種住居地域になります。

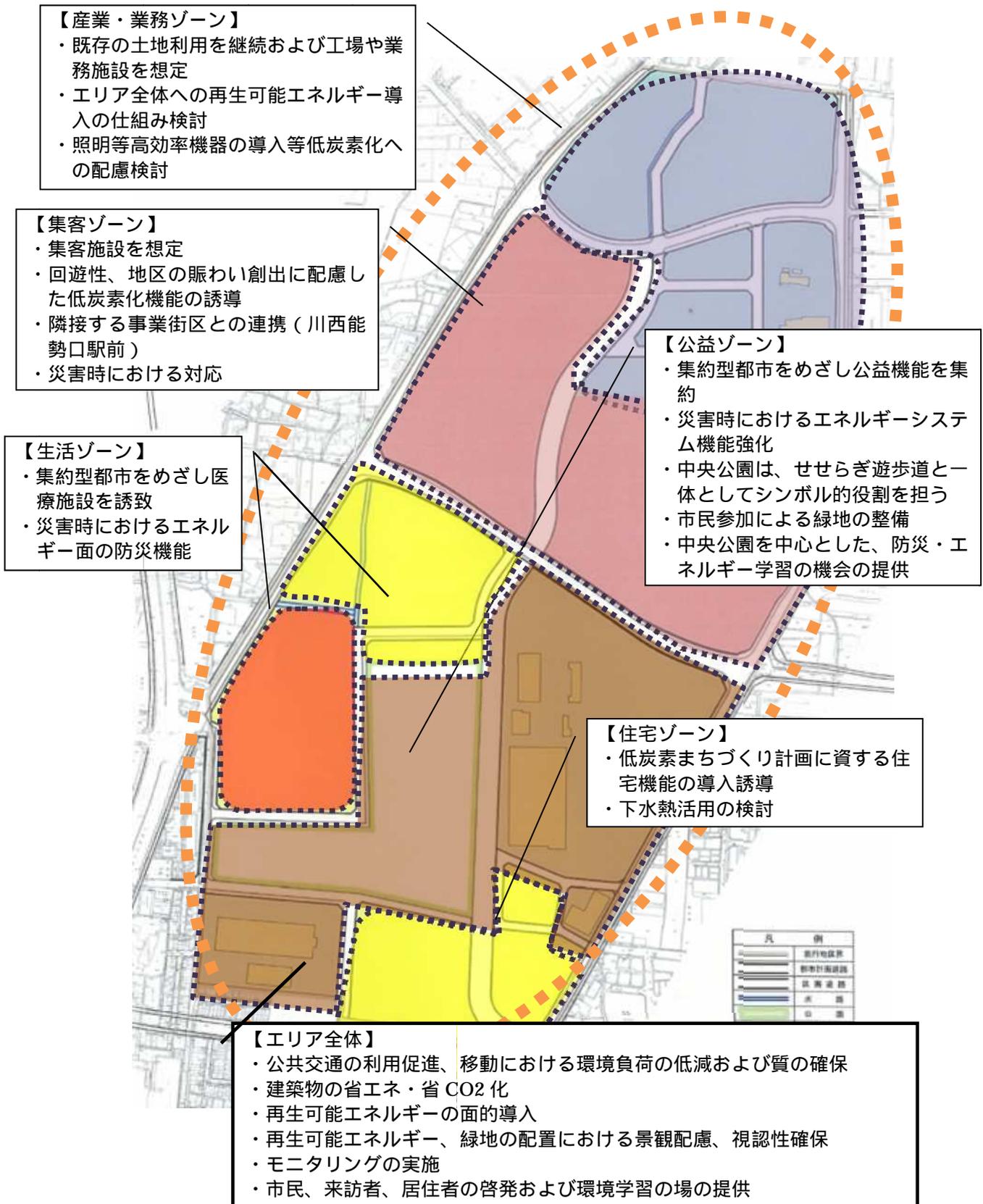
中央北地区の用途地域



## (5) 持続可能なまちづくりに向けた都市機能の集約（コンパクトシティの形成）

本地区のゾーン別に、低炭素や省エネに配慮した持続可能なまちづくりに向けて誘導する機能等を下記に示します。

導入が期待される主な都市機能の集約（コンパクトシティの形成）イメージ



## (6) 民間活力の活用

本対象区域内のうち、宅地整地、道路・公園等整備、道路・公園等維持管理、市関連用地処分、まちづくりコーディネート等業務を一体的なPFI事業とし、財政負担の軽減と民間事業者のノウハウを活用した総合的なまちづくりの推進を行う予定となっています。

また、PFI事業の付帯業務の、まちづくりコーディネート業務の中で、本計画である「川西市中央北地区低炭素まちづくり計画」に基づく地区内の低炭素社会実現のための実践業務が位置づけられています。

### 【PFI事業の付帯業務】

#### 市関連用地等処分業務

- 市関連用地等の取得業務
- 住宅の誘致等に関する業務
- 「川西中央北地区低炭素まちづくり計画」に則った土地利用等の提案・実践業務
- 街区の整備等業務
- その他これらを実施する上で必要な関連業務

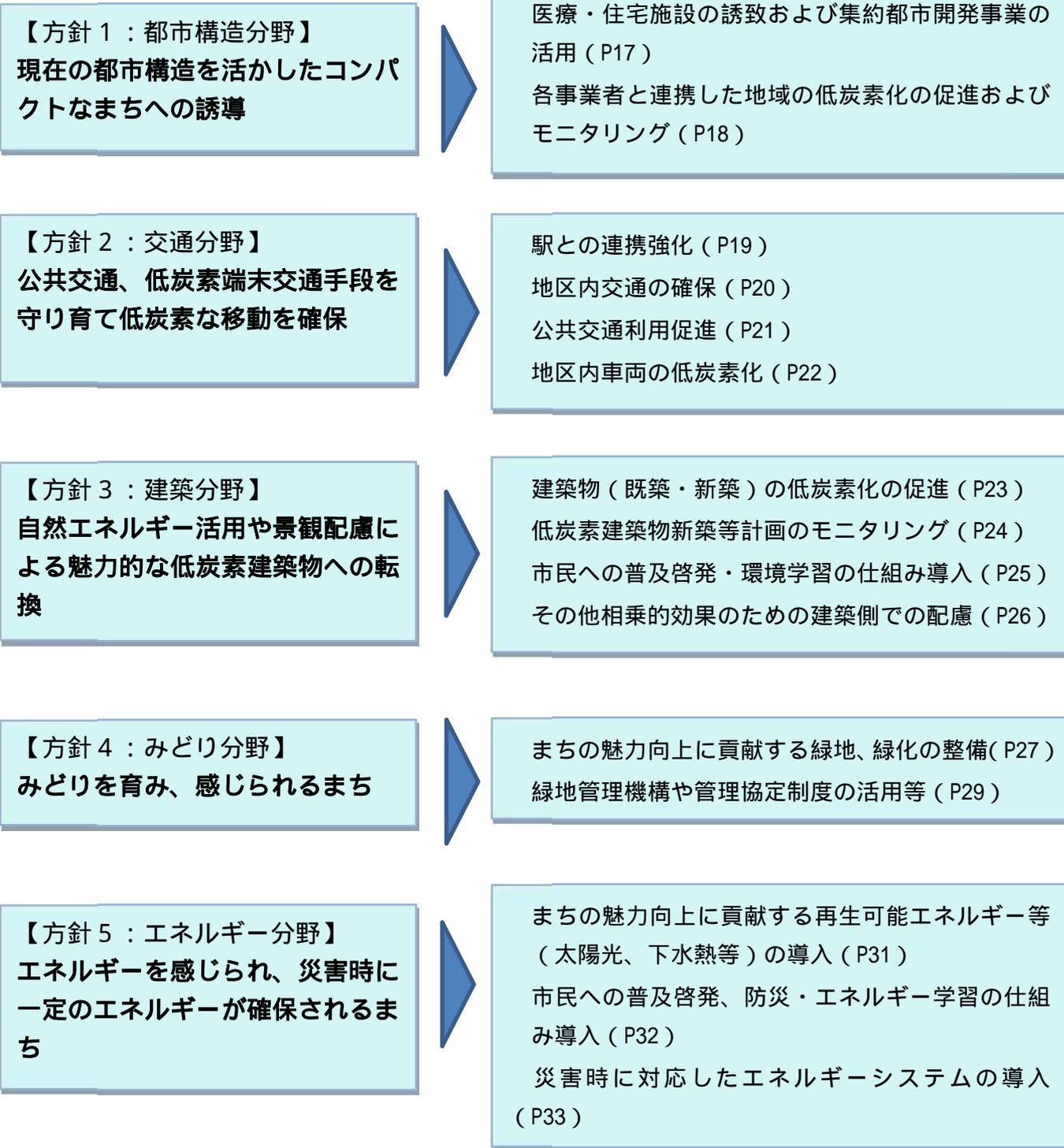
#### まちづくりコーディネート業務

- せせらぎ遊歩道および中央公園の設計・施工・管理を一元的に捉えた市民参加による展開業務
- 地区内の付加価値の向上を目的とした地区内の民間事業者等の参加による連携業務
- 本計画に基づく地区内の低炭素社会実現のための実践業務
- その他これらを実施するうえで必要な関連業務

## 第2節 計画の目標を達成するための事項

本計画の目標を達成するための事項を次に掲げます。

また、各事項の取り組みの具体像は第3節に掲載します。



### 第3節 取り組みの具体像

#### (1) 都市構造分野

##### 医療・住宅施設の誘致および集約都市開発事業等の活用

- ・誰もが安全に安心して暮らせ、環境負荷も少ないまちへ誘導するためには、集客機能、公益機能のほかに、高齢社会に対応した医療、福祉など市民生活サポート機能、住宅機能を誘導し、「都市機能の配置の適正化」を行う必要があります。
- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき集約都市開発事業計画認定制度の活用を図ります。

##### 行政の役割

医療施設、住宅施設の誘致  
集約都市開発事業計画の認定

##### 民間の役割

医療施設、住宅施設の建設  
集約都市開発事業計画の申請

#### 【取り組みの具体像】

##### 医療施設および住宅施設の誘致

- ・行政は、医療施設および住宅施設の誘致および低炭素化促進のために、国等の低炭素化促進に関する事業等の情報提供や助言等の必要な援助を行うよう努めます。

##### 多機能の連携

- ・行政は、住宅施設の誘致を行うとともに、事業者はまちづくりコーディネーターとしての機能により各事業の低炭素化に向け、調整を行います。

##### 集約都市開発事業計画認定制度の活用

- ・行政は、集約都市開発事業計画認定制度の情報提供を事業者へ行い、認定を行います。
- ・事業者は、集約都市開発事業計画の申請を行います。

## 各事業者と連携した地域の低炭素化の促進およびモニタリング

- ・持続的なまちづくりを進めるため、低炭素化に向けた各事業の進捗状況をモニタリングする必要があります。
- ・また、モニタリング状況を関係者で共有し、よりよいまちづくりに向け、改善を図ることが重要です。

### 行政の役割

各種取り組み状況およびエネルギー情報の集約  
川西中央北エコまち協議会の開催

### 民間の役割

各種取り組み状況およびエネルギー情報の報告およびとりまとめ  
川西中央北エコまち協議会への参加

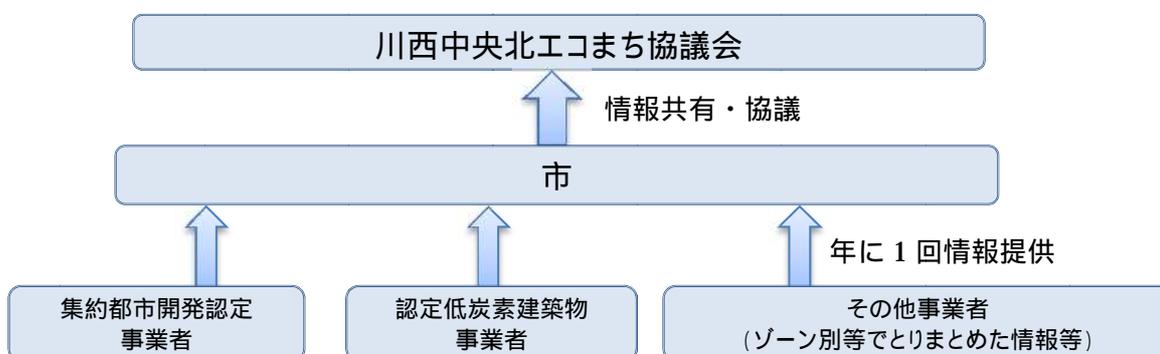
## 【取り組みの具体像】

### 定期的な認定事業の進捗およびゾーン別の取り組み状況の集約

- ・行政は、各種取り組み状況およびエネルギー情報の集約を行います。
- ・集約都市開発事業や低炭素建築物新築等計画の認定を受けた事業者については、各事業が計画に基づき進められているか、取り組み状況およびエネルギー情報を行政に報告します。
- ・個別に把握の難しいゾーン（産業・業務ゾーン等）については、一定の単位毎（ゾーン別等）のエネルギー情報の把握を官民連携により行います。
- ・事業者はまちづくりコーディネーターとして、エリア毎の各種取り組みを把握するとともに、行政との協議を行います。

### 中央北地区の持続可能なまちづくりに向けたモニタリング

- ・行政は、市、有識者、関係事業者等により構成された川西中央北エコまち協議会を開催し、各事業者等から報告を受けた情報を報告します。事業者は、本協議会に積極的に参加するものとします。



## (2) 交通分野

### 駅との連携強化

- ・公共交通の利用を促すには、鉄道駅として公共交通の拠点となっている川西能勢口駅、川西池田駅や絹延橋駅と本地区の間の移動抵抗を軽減する必要があります。
- ・そのため、川西能勢口駅、川西池田駅や絹延橋駅と本地区の間に利用しやすい交通手段の導入等を行い、連携を強化します。

#### 行政の役割

路線バス利便性向上検討  
自転車利用環境の整備検討  
周辺駅への案内サイン等の設置

#### 民間の役割

路線バス利便性向上検討  
自転車利用環境の整備検討

### 【取り組みの具体像】

#### 路線バス利便性向上検討

- ・地区の周辺には既に路線バスが運行されていることから、本地区における既存路線バスの利便性向上策を検討します。
- ・更に既存バス路線に配慮しながら必要に応じて、駅からの新たなシャトルバス等の導入を検討します。
- ・利便性向上策の検討は交通事業者や各施設の運営主体、行政の参画する川西中央北エコまち協議会の交通部会を新たに設置（時期を見て創設）して行います。

#### 自転車利用環境の整備

- ・自転車でのアクセス性を向上させるため、自転車走行環境の整備に努めるとともに、集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設は十分な駐輪場を整備することとします。駐輪場にはラックを整備するなど景観面での配慮もすることとします。
- ・川西能勢口駅、川西池田駅、絹延橋駅、地区内の集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設において乗り捨て可能なコミュニティサイクルの設置を検討します。
- ・コミュニティサイクル導入検討は交通事業者や各施設の運営主体、行政の参画する川西中央北エコまち協議会の交通部会（時期を見て創設）において行います。

#### 周辺駅への案内サイン等の設置

- ・駅から徒歩などでもアクセスが出来るよう、行政が川西能勢口駅、川西池田駅、絹延橋駅周辺に本地区までのルートなどがわかるサイン等の設置を行います。

## 地区内交通の確保

- ・地区内には多様な用途の施設等があり、地区内を徒歩や自転車、公共交通で快適に回遊できるよう回遊性の向上を図る必要があります。
- ・そのため、地区内交通の確保等を行い、利便性向上を図ります。

### 行政の役割

路線バス利便性向上検討（P19）  
自転車利用環境の整備検討  
サイン等の設置  
歩行者空間のバリアフリー化

### 民間の役割

路線バス利便性向上検討（P19）  
自転車利用環境の整備検討  
サイン等の設置

## 【取り組みの具体像】

### 路線バス利便性向上（P19）

### 自転車利用環境の整備（P19）

### サイン等の設置

- ・地区内を快適に回遊できるよう、集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設の運営主体が各施設において駐輪場の位置や歩行者ネットワークなどを掲載した案内サイン、案内看板の設置することとします。

### 歩行者空間のバリアフリー化

- ・誰もが快適に地区内を回遊できるよう、行政がバリアフリーに配慮した歩道空間を整備します。
- ・また地区内においては、歩道上の迷惑駐輪対策を行うこととします。

## 公共交通利用促進

- ・本地区は居住者の増加だけでなく、地区外からの来訪者の増加も見込まれ、その両方に対して公共交通の利用促進が必要です。
- ・そのため、それぞれの利用者に合わせた、面的な公共交通利用促進策を行います。

### 行政の役割

公共交通利用促進方策の検討  
公共交通に関する情報提供の支援

### 民間の役割

公共交通利用促進方策の検討  
公共交通に関する情報提供

## 【取り組みの具体像】

### 公共交通利用促進方策の検討

- ・公共交通の利用促進や周辺地区の渋滞対策のために、公共交通利用促進方策の検討を行い、取り組みは年に1回各運営主体が川西中央北エコまち協議会において報告するものとします。
- ・公共交通利用促進策としては以下のものが想定されます。
  - ・公共交通によるアクセス方法の周知
  - ・公共交通利用者への割引サービスやポイントなど特典の付与
  - ・公共交通利用割引券の配布
  - ・公共交通利用者への商品配送サービス
  - ・環境学習の取り組み
  - ・その他公共交通利用を働きかける取り組み
- ・公共交通利用促進方策の検討は交通事業者や各施設の運営主体、行政の参画する川西中央北エコまち協議会の交通部会（時期を見て創設）において行います。

### 公共交通に関する情報提供

- ・住宅ゾーンの開発事業者は公共交通の利用を促進するため、地区内に新たに居住する者に対して、公共交通のダイヤや路線等、公共交通に関する情報提供を行うものとします。
- ・行政は、上記の取り組みに対して、情報提供および助言を行います。

### 【参考：公共交通利用促進の効果把握について（目標目安）】

居住者の地域移転後の交通部門に関する排出量が地域移転前と比べて90年比マイナス20%相当分となる削減をめざします。なお、官民連携によるアンケート調査等により、自家用車からの転換率を把握し、下記の算出式等を参考としながら算出を行います。

$$\text{CO2 削減量} = \text{利用者増加数} \times \text{自家用車からの転換率} \\ \times (\text{自家用車のCO2原単位} - \text{施策対象公共交通のCO2原単位})$$

本計画の目標である国と同等の低炭素化（90年比20%削減相当）について交通部門も同割合を目指すこととします。なお、この目標の目安となる削減量は交通部門に関する他の取り組みも含めた削減量とします。

## 地区内車両の低炭素化

- ・公共交通利用促進の取り組みを地区として進めるものの、地区内では一定の自動車利用が想定され、それら自動車交通の低炭素化も必要です。
- ・そのため、低炭素な次世代自動車の利用促進に向けて利用環境の整備を図ります。

### 行政の役割

充電設備に関する案内サインの設置

### 民間の役割

EV・PHV 対応型充電設備の設置  
EV・PHV カーシェアリングの導入

## 【取り組みの具体像】

### EV・PHV 対応型充電設備の設置

- ・地区内の車両の低炭素化を図るため、集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーンにある主要集客施設の運営主体は各施設において EV・PHV 対応型充電設備の設置を検討します。

### 充電設備に関する案内サインの設置

- ・各集客施設に設置された充電設備について、行政が地区内の道路上に案内サインの設置を検討します。

### EV・PHV カーシェアリングの導入

- ・住宅ゾーンの開発事業者は、EV・PHV カーシェアリングの導入を検討します。

### 【参考：環境対応車の普及促進に関する効果の把握（目標目安）】

居住者の地域移転後の交通部門に関する排出量が地域移転前と比べて90年比マイナス20%相当分となる削減をめざします。地区内車両の低炭素化の効果を下記の算出方式により把握します。なお、環境対応車の普及率等は官民連により本地区の状況を把握します。

$$\text{CO2 削減量} = \text{車種別走行台キロ} \times \text{環境対応車の普及率} \times \text{CO2 原単位} \\ \times (1 - \text{環境対応車の 1km 走行当たりの CO2 排出量} / \text{ガソリン車の 1km 走行当たりの CO2 排出量})$$

本計画の目標である国と同等の低炭素化（90年比20%削減相当）について交通部門も同割合を目指すこととします。なお、この目標の目安となる削減量は交通部門に関する他の取り組みも含めた削減量とします。

EV・PHV：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

### (3) 建築分野

#### 建築物の低炭素化の促進

- ・エネルギーの効率的利用および自然エネルギーの活用や創エネルギー、蓄エネルギー機能の導入により建築物の低炭素化を促進します。
- ・エネルギーの効率的利用等では、高効率空調導入等のアクティブ機能の高効率化および日射の遮蔽・取得、通風に配慮した設計、断熱性能の確保等パッシブ機能重視への誘導が望まれます。
- ・また、都市公園や、建築物敷地の緑化推進によるヒートアイランド対策を促進することにより、快適な都市空間形成や低炭素化の促進を図ります。

#### 行政の役割

低炭素建築物新築等計画認定に関する支援  
その他建築物（既存建築物含む）の低炭素化に関する支援

#### 民間の役割

低炭素建築物新築等計画認定制度の活用（集客ゾーン、住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン等一定規模以上の建築物）  
建築物の低炭素化に関する配慮

#### 【取り組みの具体像】

#### 低炭素建築物新築等計画認定制度等の活用（集客ゾーン、住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン）

- ・一定規模以上の建築物に関する事業者は、低炭素建築物新築等計画を策定します。

【参考：低炭素建築物新築等計画認定制度でのエネルギー消費量の基準】 出典：国土交通省  
低炭素建築物の認定基準として、エネルギー消費量について以下の基準を設けています。この値を目安とします。なお、認定を受けるには、8つの選択項目から2項目以上が該当することも必要な条件です。  
・省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が-10%以上となること

- ・行政は、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）の活用を誘導するなど、総合的に持続可能な建築物となるよう誘導を行い、事業者も積極的に活用するものとします。

#### パッシブ機能重視への誘導（住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン）

- ・日射遮蔽・取得（ライトシェルフ、トップライト、ハイサイドライト等）や通風、自然換気に配慮した設計（自動ダンパ、ナイトパーズ等）、地中熱の活用（クールチューブ等）、断熱性能の向上（断熱サッシ等）等パッシブ機能を盛り込むよう努めるものとします。

#### ヒートアイランド対策の導入（住宅ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン）

- ・行政、事業者は、舗装面の透水性、保水性の確保および緑地の確保等ヒートアイランド対策を図るものとします。
- ・低炭素建築物新築等計画認定制度の選択項目のうち、1項目はヒートアイランド対策を講じるよう努めるものとします。

#### 低炭素化や省エネルギーへの配慮の検討（産業・業務・住宅ゾーン）

- ・空調設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備または昇降機等について高効率機器を導入する等の低炭素化や省エネルギーへ配慮するものとします。

#### 既存の建築物の低炭素化促進（産業・業務・住宅ゾーン、公益ゾーン）

- ・行政は、既存建築物の低炭素化のための低炭素化性能の診断や改修に対する情報提供等の支援を行うとともに、既存公共施設については低炭素化に向けて取り組みます。

## 低炭素建築物新築等計画のモニタリング

- ・低炭素建築物新築等計画認定制度の認定を受けた建築物について、継続なモニタリングが重要なため、その方策を検討します。
- ・また、取り組み状況を関係者で構成される川西中央北エコまち協議会で共有し、よりよい運用のため協議を行います。

### 行政の役割

取り組み状況の集約  
川西中央北エコまち協議会の開催

### 民間の役割

取り組み状況の報告  
川西中央北エコまち協議会へ参加

## 【取り組みの具体像】

### 定期的な認定事業の進捗状況の確認

- ・行政は、取り組み状況の確認を行います。
- ・低炭素建築物新築等計画の認定を受けた事業者は、各事業が計画に基づき進められているか、取り組み状況を行政に報告します。

### 中央北地区の持続可能なまちづくりに向けたモニタリング

- ・行政は、各事業者等から報告を受けて、市、有識者、関係事業者等により構成された川西中央北エコまち協議会の開催を行います。
- ・事業者は本協議会に積極的に参加するものとします。

## 市民への普及啓発・環境学習の仕組み導入

- ・本市の低炭素化促進のモデル地域として、建築物に導入された低炭素化に向けた取り組みが市域へ広がるよう各事業者、各エリアの取り組み状況、結果の情報発信が必要です。
- ・また、低炭素化の取り組みを来訪者や居住者に「見える化」とするとともに、市民、子どもたちの学習の場として活用することが望まれます。

### 行政の役割

取り組み状況の情報発信  
取り組みの「見える化」  
各戸での省エネ行動の促進  
市民、子どもたちの環境学習の機会を提供、多様な主体の調整

### 民間の役割

表彰制度の活用  
取り組みの「見える化」  
各戸での省エネ行動の促進  
市民、子どもたちの環境学習材料としての場の提供

## 【取り組みの具体像】

### 定期的な情報発信

- ・行政は集約した各事業および各エリアの取り組みについてのモニタリング結果および今後の取り組み方針について、定期的に広報、HP等を通じて、広く市民および市外に向けて情報発信を行います。

### 表彰制度等の活用

- ・事業者は、モデル的取り組みについて、国、兵庫県、その他関係機関等の表彰制度等へ積極的に応募し、取り組みを市外へと提案します。

### 取り組みの「見える化」

- ・事業者は、各施設での取り組みが来訪者、居住者に分かるよう建築物の低炭素化の「見える化」を誘導します。

### 各戸での省エネ行動の促進

- ・行政および事業者、川西中央北エコまち協議会等は、エコモニターを募集する等、各戸の省エネ行動の取り組み状況を促進し、状況を把握します。

### 環境学習の機会の提供

- ・行政、民間事業者は、必要に応じて大学・市民団体等と多様な主体と連携しながら、来訪者や近隣の居住者、子どもを対象とした環境学習の機会の提供を検討します。



事例：真庭市庁舎  
取り組みの「見える化」の一例。設備を見せ、環境配慮のフローチャートを全面に記載することで、環境学習等にも活用。  
写真提供：川西中央北エコまち協議会

## その他相乗的効果のための建築側での配慮

- ・快適な都市空間形成のため、再生可能エネルギー導入の設置等にあたり、建築側での配慮を行うことも重要です。
- ・行政は、集客ゾーン、生活ゾーン、公益ゾーン等についての再生可能エネルギー導入に関するガイドライン等の提示や産業・業務ゾーンにおける再生可能エネルギー導入に向けた官民連携での仕組み検討等が望まれます。

### 行政の役割

面的な再生可能エネルギー導入のための誘導  
地区計画等の検討

### 民間の役割

構成主体への必要な情報提供および助言  
再生可能エネルギー導入の仕組み検討

## 【取り組みの具体像】

### 再生可能エネルギー導入に関するガイドライン等の提示

- ・事業者はまちづくりコーディネーターとして、行政は事業者と連携しながら、再生可能エネルギーの面的な導入に向けて、景観配慮のための屋根面の角度、方向の誘導やエリア来訪者・居住者への「設備自体の見える化」等の誘導をします。
- ・導入にあたっては官民連携により景観等快適な都市空間形成に配慮し、行政は、景観計画等を策定する際は、再生可能エネルギー導入にともなう計画内容と関連する事項を位置づけることを検討します。

### 産業・業務ゾーンにおける再生可能エネルギー導入の仕組み検討（面的な太陽光発電の導入等）

- ・屋根貸しによる面的な太陽光発電導入など、産業・業務ゾーンでの再生可能エネルギー導入の仕組みを官民連携により検討します。

#### 【参考事例：太陽光発電「屋根貸しビジネス」マッチング事業】

要件を満たし、太陽光発電設置費用として発電事業者に貸付けを希望する都内の建物の屋根を募集。また、事前に登録発電事業者募集している。

<要件> (1) 太陽光発電設置用として概ね20年間の貸付が可能であること

(2) 太陽光発電設置が可能な屋根面積が150㎡以上であること

(北面及び太陽光発電の設置に際し障害物がある部分を除く)

(3) 屋根の日照条件が良好なこと 登録発電事業者の多くは20年間の賃貸借を希望していますが、屋根条件や賃料等により賃貸借期間を短縮可能な場合もあります。

<役割> 発電事業者：

- ・ 賃貸契約により屋根を借受けて太陽光発電を設置（費用負担は発電事業者）
- ・ 建物所有者に賃料を支払
- ・ 設置した太陽光発電のメンテナンスを実施
- ・ 設置した太陽光発電設備からの電気を固定価格買取制度のもと電力会社に売電

建物所有者：

- ・ 発電事業者に賃貸契約により屋根を貸付け

出典：東京都環境局

#### (4) みどり分野

##### まちの魅力向上に貢献する緑地、緑化の整備

- ・間接的な低炭素効果およびヒートアイランド対策のため、快適で魅力的な空間形成に資するよう緑地・緑化の整備が必要です。
- ・また、緑地・緑化の整備にあたっては、来訪者や居住者が「緑の存在」を感じることを重要と考え、視認性の高いポイントに整備を行うものとします。

##### 行政の役割

認定低炭素建築物における選択項目でのヒートアイランド対策導入による緑化の誘導  
緑視率向上のための誘導目標の提示  
民間の整備を醸成するための普及啓発

##### 民間の役割

認定低炭素建築物におけるヒートアイランド対策の導入による緑化の誘導  
来訪者等が認識できる緑地・緑化の整備(ポイント地点における緑視率の向上)

#### 【取り組みの具体像】

##### 認定低炭素建築物におけるヒートアイランド対策の導入による緑化の誘導

- ・行政は、認定低炭素建築物の認定基準のうちヒートアイランド対策についての項目の導入の誘導を図り、民間事業者は積極的に導入を行うものとします。

##### 【参考】緑化の数値基準

緑化の数値基準については、「川西市開発行為等指導要綱における緑地の誘導基準」及び「環境の保全と創造に関する条例における緑地の誘導基準」の基準を遵守することとします。

川西市開発行為等指導要綱における緑地の誘導基準  
緑地(第9条)

開発行為等の目的	敷地面積	敷地面積に対する緑地率
全用途の建築物(戸建住宅は除く)	1,000 m <sup>2</sup> 未満	5%

敷地面積1,000 m<sup>2</sup>以上は、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」の基づき確保すること。商業地域又は近隣商業地域内の敷地面積1,000 m<sup>2</sup>未満の計画は、可能な限り緑地の確保に努めるものとする。

環境の保全と創造に関する条例における緑地の誘導基準

敷地面積が1,000 m<sup>2</sup>以上で、新築・改築・増築に係る建築面積が1,000平方メートル以上の建築物の敷地については、以下の誘導基準とする。

(住宅の場合) 緑地の面積: 空地面積の30%以上

(住宅、特定工場等を除く建築物) 緑地の面積: 空地面積の50%以上

##### 緑化の推進および緑視率の向上

- ・官民連携により、本対象地域における緑化の推進を図るものとします。
- ・行政は、本地区の緑化の推進に係る方針として、緑地・緑化の整備にあたっては来訪者等が「緑の存在」を感じられるよう緑視率を確保し、向上するよう誘導します。
- ・民間事業者は、来訪者等が認識できる箇所へ緑地・緑化の整備を行うものとします。

##### 【緑視率(%)とは】

緑視率(%) = 樹木などの「みどりの面積」(m<sup>2</sup>) / 人の視野の面積(m<sup>2</sup>) × 100

【参考】中央北地区における緑視率の誘導の目安

中央北地区における緑視率の誘導の目安を下記に示します。

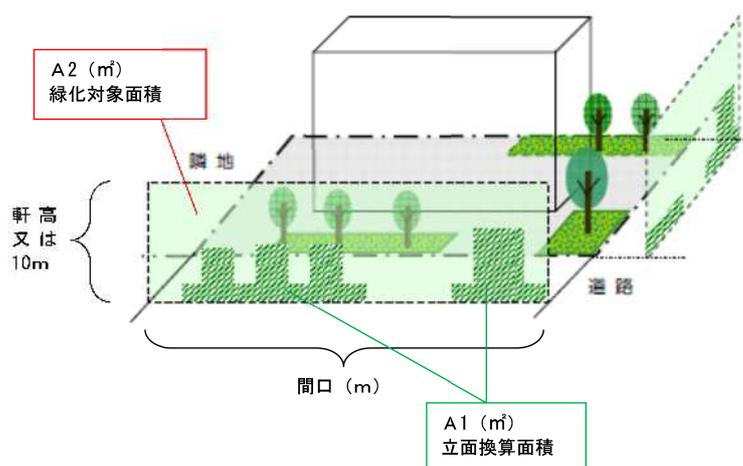
間口緑視率(%)を 10%とします。ただし、せせらぎ遊歩道や豊川橋山手線など、地区内のシンボルとなる公共施設に面する敷地については、間口緑視率(%)を 15%とします。

$$\text{間口緑視率(\%)} = \frac{A1(\text{立面換算面積})}{A2(\text{緑化対象立面積})} \times 100$$

A1(m<sup>2</sup>) = 樹木などのみどりの立面投影面積等

A2(m<sup>2</sup>) = 敷地間口長さ × (10mもしくは軒高のうち小さいほうの値)

イメージ図



緑視率のイメージ事例

■ 緑視率の判断となる事例



緑視率 60%



緑視率 50%



緑視率 40%



緑視率 30%



緑視率 20%



緑視率 10%

出典：社団法人プレハブ建築協会「まちなみ景観の評価」

## 緑地管理機構や管理協定制度の活用等

- ・せせらぎ遊歩道や中央公園の維持管理への市民参加への要望が高まっています。そこで、中央公園等の維持管理への市民参加方策を検討します。
- ・また、中央公園やせせらぎ遊歩道の環境学習への活用が考えられます。



せせらぎ遊歩道こどもワークショップの様子

### 行政の役割

市民参加による公園整備、公園等維持管理方策の検討  
中央公園、せせらぎ遊歩道を活用した環境学習の検討

### 民間の役割

市民参加による公園整備、公園等維持管理方策の検討  
中央公園、せせらぎ遊歩道を活用した環境学習の検討

## 【取り組みの具体像】

### 市民参加による中央公園の整備

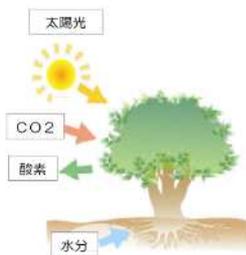
- ・官民連携により、市民参加での中央公園整備を進めます。

### 緑地の管理等を担う団体認定および民間事業者等との連携による緑地管理

- ・行政および事業者はせせらぎ遊歩道や中央公園の維持管理への市民参加方策を検討します。
- ・行政は、事業者と連携し、本地域の緑地（せせらぎ遊歩道や中央公園）を管理可能な任意団体を育成するとともに、特定緑地管理機構としての指定を検討します。

## 緑地の保全及び緑化の推進に関する特例

○緑は、CO<sub>2</sub>の唯一の吸収源



### 緑地の管理等を担う 身近な団体の確保

都道府県知事に限られている緑地管理機構の指定権者に市町村長を追加



※緑地管理機構：

NPO法人や一般財団法人等が、都道府県知事から緑地管理機構として指定を受け、緑地の保全や緑化の推進を行う制度

公益財団法人東京都公園協会、財団法人せせらぎトラストまちづくり等社5団体が指定（平成23年1月末現在）

### 樹林地等の所有者の管理負担を軽減

低炭素まちづくり計画の計画区域内の樹林地等を管理協定制度の対象に追加



※管理協定：

地方公共団体又は緑地管理機構が、土地所有者等と協定を結び所有者に代わって緑地の管理を行う制度

移行管理協定制度は、特別緑地保全地区等の緑地に限定

出典：都市の低炭素化の促進に関する法律に関する国交省資料

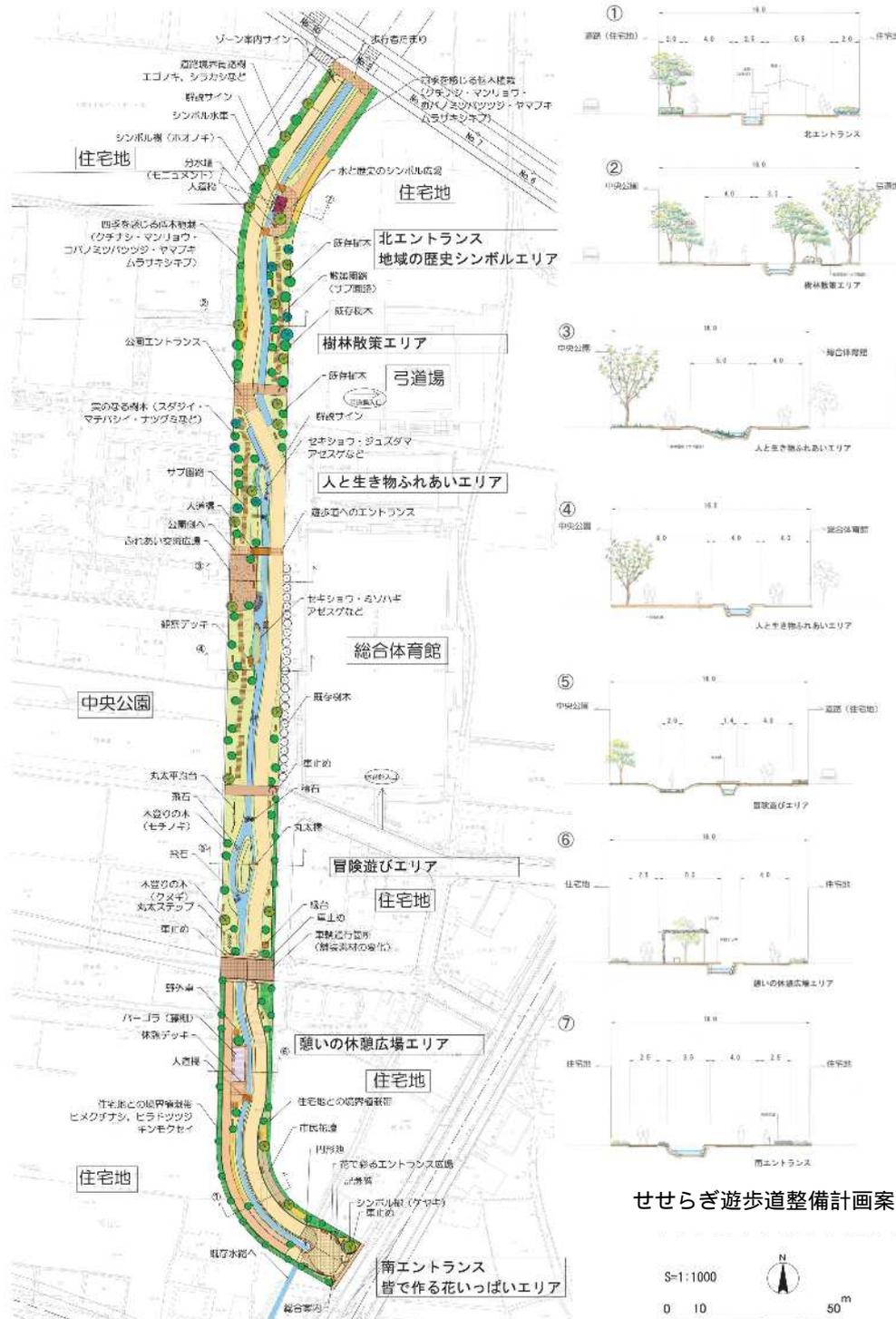
### 中央公園、せせらぎ遊歩道を活用した環境学習の検討

- ・官民連携により、中央公園やせせらぎ遊歩道を活用した環境学習を実施します。
- ・行政は必要な情報等を提供します。

【参考】市民参加ワークショップ（平成 23 年 7～3 月）によるせせらぎ遊歩道の検討  
 一般市民、地域住民、小中学校理科部会、市職員の方が集まり、「せせらぎ遊歩道」の計  
 画づくりから整備後の運営・活用方法について検討を行いました。

ワークショップは計 9 回（その他こどもワークショップ、市民発表会を実施）、延べ 189  
 名の方にご参加いただきました。詳しくは市ホームページを参照ください。

### ワークショップでの成果



せせらぎ遊歩道整備計画案

## (5) エネルギー分野

### まちの魅力向上に貢献する再生可能エネルギー等の導入

- ・本市の低炭素化促進のモデル地域として、「新しいまち」のイメージを発信するため、再生可能エネルギー等の面的な導入を検討します。
- ・また、本地域においては災害時における事業継続性の確保も求められることから、災害時のエネルギー確保のための設備等を整備することも必要です。

#### 行政の役割

再生可能エネルギー導入に向けた支援  
および率先導入  
地域への還元方策の検討  
災害時におけるエネルギー供給に関する協定の締結

#### 民間の役割

再生可能エネルギー導入に向けた支援  
屋根貸等エリアでの取り組みへの参画  
災害時におけるエネルギー供給に関する協定の締結

### 【取り組みの具体像】

#### 再生可能エネルギー（太陽光・熱、小水力、下水熱等）等の導入

- ・まちの魅力向上に貢献する再生可能エネルギー導入として、太陽光発電、太陽熱温水器等の面的な導入および、せせらぎ遊歩道ではシンボルとして小水力発電の導入を検討します。また、事業にあわせ、下水道が新規に敷設されるという機会を活かし、下水熱の活用を官民連携により検討を行います。
- ・なお、エネルギーシステム検討の際には、事業者は需要側にあったエネルギーのベストミックスに配慮することが望まれます。
- ・中央公園等公益ゾーンにおける太陽光パネル導入、蓄電池などの設置等の検討を行います。
- ・事業者は積極的に再生可能エネルギーの導入を図るものとし、行政はそのための必要な情報提供および支援を行います。
- ・導入にあたり、官民連携により景観等快適な都市空間形成に配慮し、行政は、景観計画等を策定する際は、再生可能エネルギー導入にともなう計画内容と関連する事項を位置づけることを検討します。

#### 産業・業務ゾーンエリアにおける再生可能エネルギー導入の仕組み検討

- ・産業・業務ゾーンでの再生可能エネルギー導入の仕組みを官民連携により検討します。

#### 【参考：再生可能エネルギーに関する目標の目安】

官民連携により、全てのゾーンに再生可能エネルギーを導入することを目標の目安とします。  
なお、導入する再生可能エネルギーについては、各ゾーンの需要を考慮し決定するものとします。

#### 災害時における官民連携によるエネルギー供給の確保

- ・行政は、災害時におけるエリアの事業継続性の検討をするとともに、事業者と連携した再生可能エネルギーの導入を図ります。
- ・行政は、災害時に必要な最低限のエネルギー供給について、事業者と連携して対応を行えるよう協定の締結を行うものとします。

## 市民への普及啓発、防災・エネルギー学習の仕組み導入

- ・本市の低炭素化促進のモデル地域として、その取り組みが市域へ広がるよう各事業者、各エリアの取り組み状況、結果の情報発信が必要です。
- ・また、低炭素化の取り組みを来訪者や住まい手に「見える化」するとともに、市民、子どもたちの学習の場として活用することが望まれます。
- ・災害時に備え、防災・エネルギー学習を実施することが必要です。

### 行政の役割

取り組み状況の情報発信  
市民、子どもたちの防災・エネルギー学習の機会を提供、多様な主体の調整

### 民間の役割

表彰制度の活用  
取り組み状況の「見える化」  
市民、子どもたちの防災・エネルギー学習材料としての場の提供

## 【取り組みの具体像】

### 定期的な情報発信

- ・行政は各事業および各エリアの取り組みについて、定期的に広報、HP等を通じて、広く市民および市外に向けて情報発信を行います。

### 表彰制度等の活用

- ・事業者は、国、兵庫県、その他関係機関等の表彰制度へ積極的に応募し、取り組みを市外へ発信します。
- ・事業者は各施設での取り組みが来場者に分かるよう「見える化」を行います。

### 防災・エネルギー学習の機会の提供

- ・事業者は中央公園を中心として、来訪者や居住者を対象とした防災・エネルギー学習の機会の提供を検討します。
- ・せせらぎ遊歩道等を活用した環境学習を官民連携により検討します。
- ・行政は、市内の学校や本地区の事業者とのマッチング、調整等、それらの取り組みを支援します。
- ・行政は、中央公園に防災機能を装備し、災害時に備え、平常時にもイベント等での利活用などの検討による、防災・エネルギー学習の機会の提供を官民連携により検討します。
- ・行政は、災害時に必要な最低限のエネルギー供給について、事業者と連携して対応を行えるよう協定の締結を行うものとします。

## 災害時に対応したエネルギーシステムの導入

- ・ 本地域は、防災機能を有した公園も配置されること、また公益機能、医療機能、住宅機能、集客機能と複合的な機能を集約することから災害時における一定のエネルギー確保が重要です。
- ・ また、本地域には旧火打前処理場の貯留槽の存在や、下水道が新規に敷設されるということも踏まえて再生可能エネルギーおよび自立分散型エネルギーシステム導入等エネルギー面の防災機能の強化の検討を官民連携により行うものとしします。

### 行政の役割

エネルギー面における災害時の防災機能の一定の強化  
 平常時における活用および各事業者との調整

### 民間の役割

エネルギー面における防災機能強化に関する情報提供および技術支援  
 下水熱利用に関する情報提供および技術支援

## 【取り組みの具体像】

### 災害時に対応したエネルギーシステムの導入

- ・ 行政および事業者は、再生可能エネルギーや自立分散型エネルギーシステムの導入、火打前処理場で使用されていた貯留槽を活用した「電源の確保」「生活用水の確保」「汚水槽の確保」「飲料水の確保」「災害物資の備蓄」等を検討します。

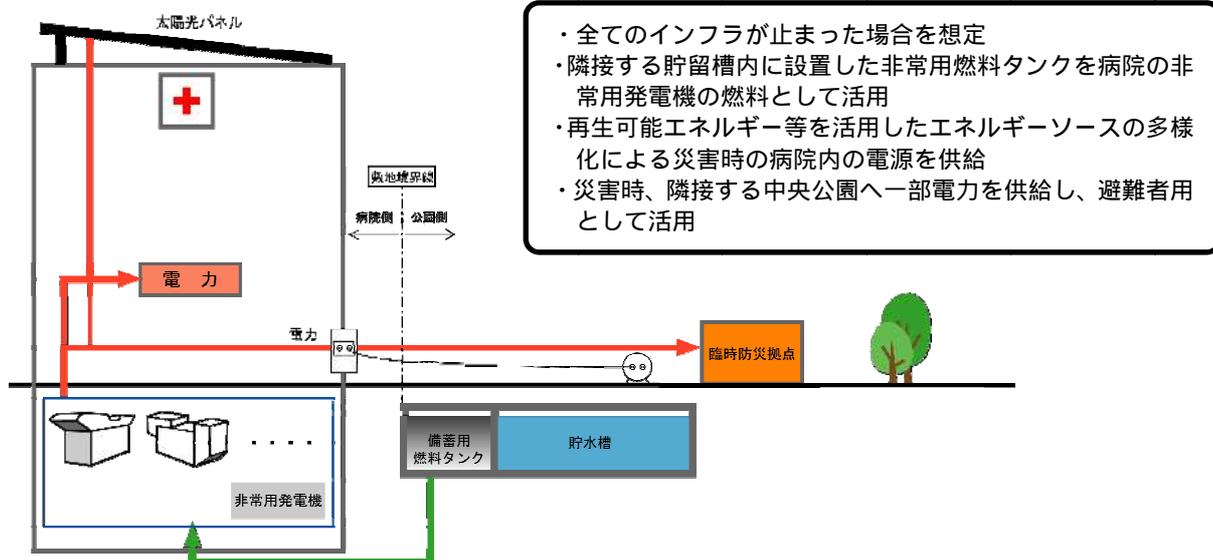
### 平常時における活用の検討

- ・ 行政は、防災機能強化のための設備について、平常時・災害時にも活用可能なよう、事業者との調整を図ります。
- ・ 行政は、災害時に必要な最低限のエネルギー供給について、事業者と連携して対応を行えるよう協定の締結を行うものとしします。

### 下水熱利用

- ・ 下水熱の活用を官民連携により検討を行います。

## 災害時のエネルギーシステムのイメージ（一例）



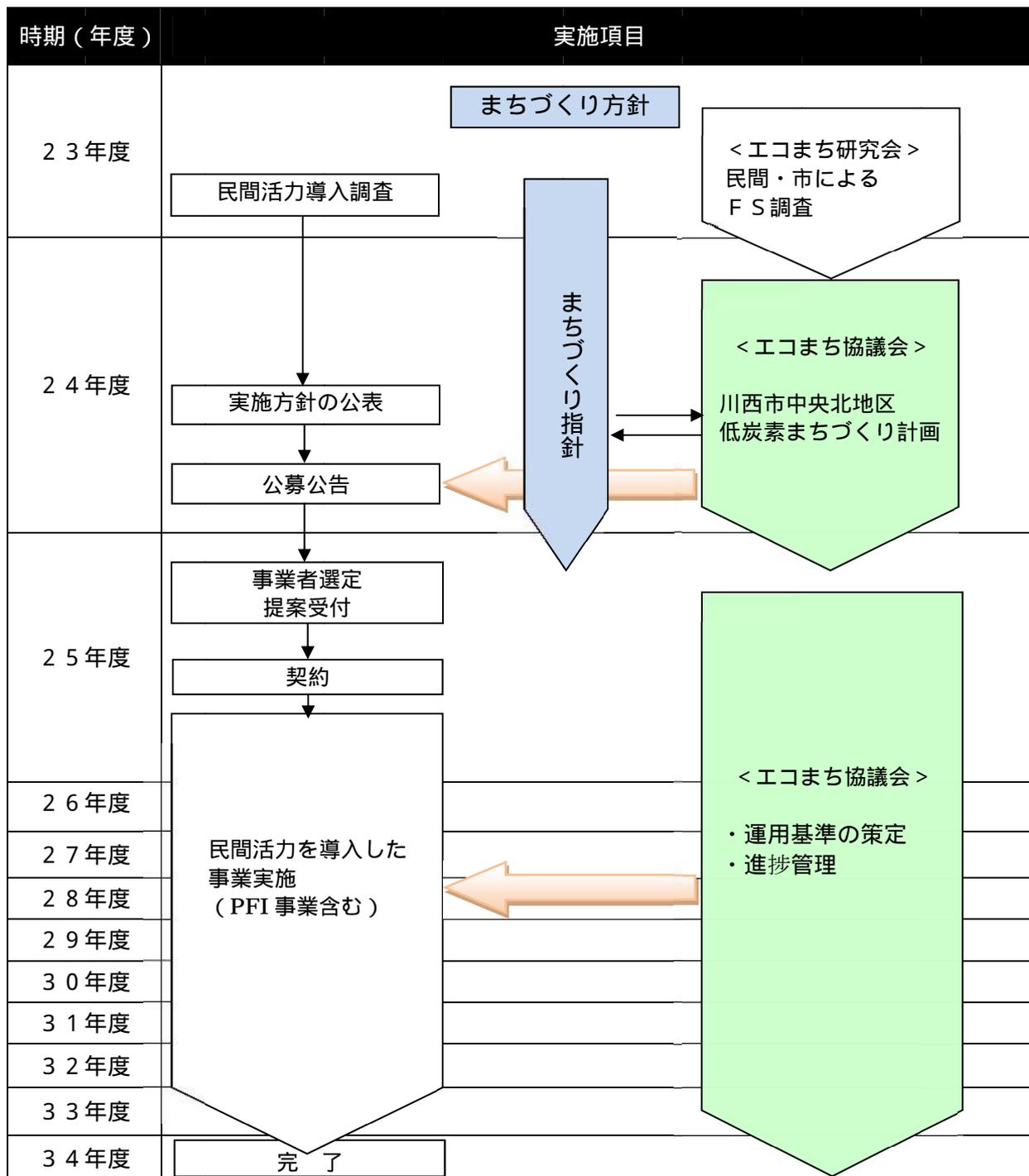
## 第4章 計画推進のために

### 第1節 事業スケジュール

中央北地区の事業スケジュールを示します。

本計画および「中央北まちづくり指針」に沿ってまちづくりを進めるとともに、官民の関係者と連携を図りながら、「川西中央北エコまち協議会」で進捗管理を行っていきます。

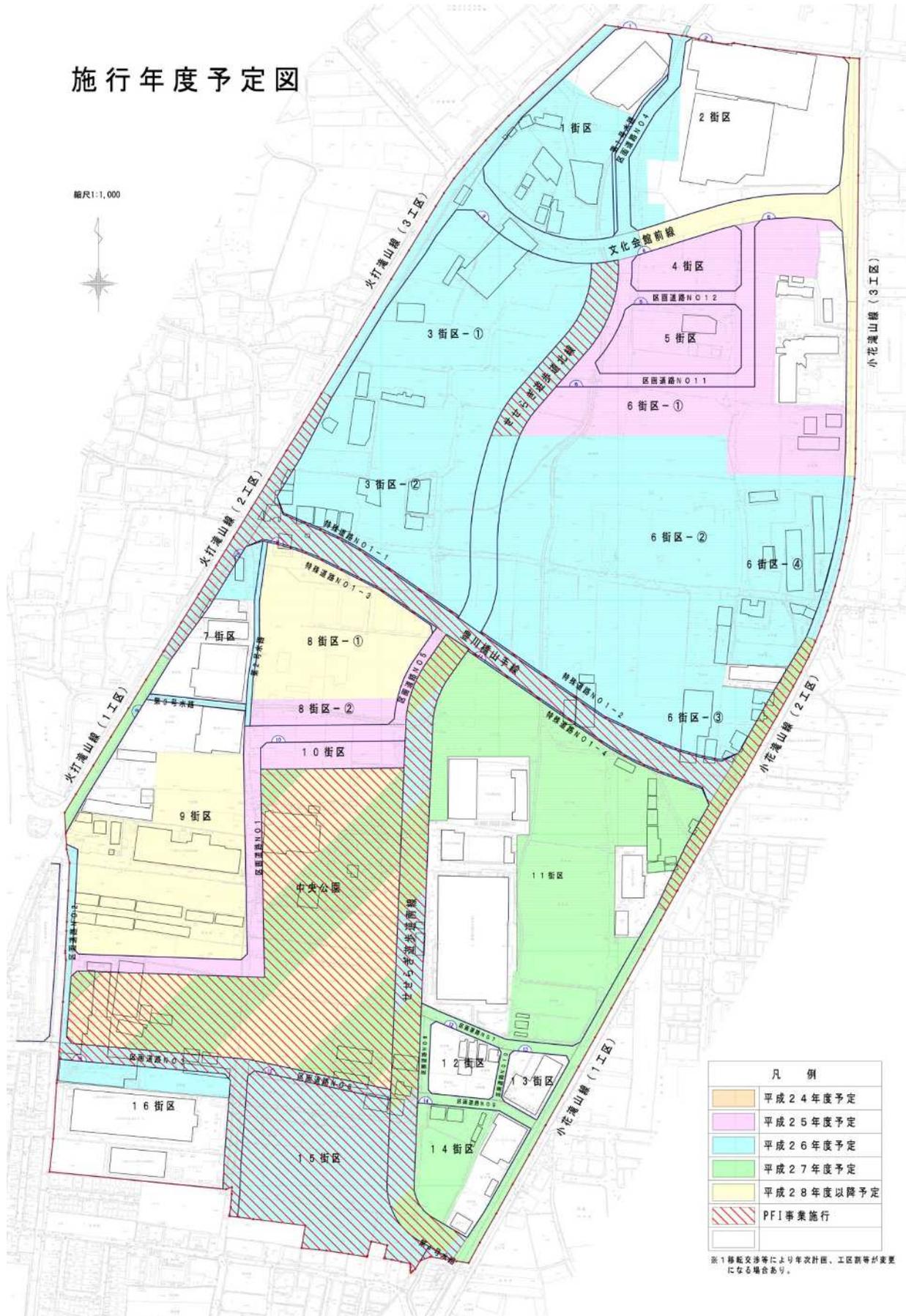
事業スケジュール



施行年度予定図（平成 25 年 1 月時点）

施行年度予定図

縮尺1:1,000



凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:orange;"></span>	平成24年度予定
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightcoral;"></span>	平成25年度予定
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightcyan;"></span>	平成26年度予定
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>	平成27年度予定
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightyellow;"></span>	平成28年度以降予定
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px dashed black;"></span>	PFI事業施行

※1 移転交渉等により年次計画、工区割等が変更になる場合があります。

## 第 2 節 計画の達成状況の評価に関する事項

### ( 1 ) 評価を行う時期

本計画の達成状況の評価は、計画期間の終了時期に行うほか、年に 1 回、計画の進捗状況を把握し、その進捗状況の評価を行います。

### ( 2 ) 評価の方法

評価は、年に 1 回、各事業者から取り組み状況およびエネルギー情報を集約し行います。なお、エネルギー情報について、各種認定事業および適切な単位（ゾーン別等）を対象にエリアの情報を官民連携により集約します。また、取り組み状況については、エネルギー情報のほか、公共交通利用者数、緑視率、緑地面積、再生可能エネルギーの導入量、市民への普及啓発・環境教育事業数、参加者数など、出来るだけ定量的な情報を集約するように努めます。これらの指標については、事業の進捗状況を鑑み、川西中央北エコまち協議会で設定していきます。

集約した情報をもとに、本事業の関係者（事業者、市民、市、学識経験者等）により構成される川西中央北エコまち協議会により、各計画目標に対する進捗状況の評価を行い、協議を行います。

### ( 3 ) 評価の結果の公表

進捗状況および評価結果については、広報誌や市の HP 等で年 1 回行います。

### ( 4 ) 本計画の充実に向けて

本計画は事業進捗状況および社会情勢等を勘案し、本市の低炭素化や省エネに配慮した持続可能なまちづくりを推進するため、充実させていくものとします。

また、計画期間の中間である 5 年目をめどに、計画の見直しを検討することとします。

## 第 3 節 各主体の役割

### ( 1 ) 市民、市民公益活動団体、事業者

本計画の方針、目標を受け、その実現に向け、本実行計画および中央北まちづくり指針に基づき、積極的にまちづくりに参画していくことが求められます。

また、進捗管理を行う行政および川西中央北エコまち協議会に必要な応じて実施状況やエネルギー情報の開示に協力するよう努めます。

### ( 2 ) 行政

道路整備や関連インフラ整備などにおいては、国や県等、関係機関との調整を図り、必要な事項について協力を要請する等、適切な連携のもとに事業の推進に努めます。

また、必要な公益施設等の整備及び運営について、必要な応じて関係する民間事業者等の協力を要請し、責任をもって管理にあたります。

関連の関係機関等との調整や国の補助等の積極的な活用など、民間事業者が参画しやすい環境を整えます。

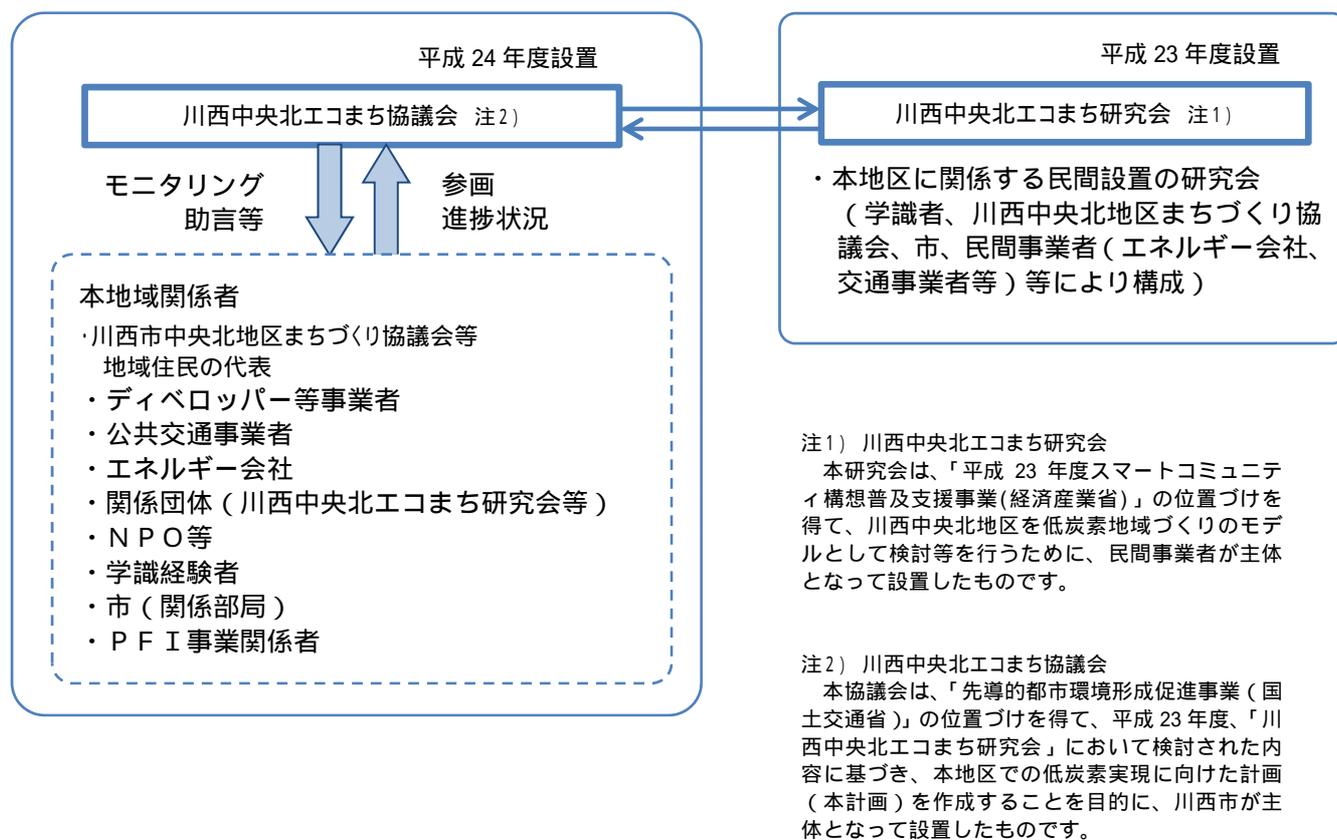
進捗管理については、集約都市開発事業や低炭素建築物の認定事業者から実施状況およびエネルギー情報の集約を行うとともに、適切な単位（ゾーン別等）を対象にエネルギー情報の集約を官民連携により行います。

また、評価、継続的な取り組み実施に向けて関係者で構成された川西中央北エコまち協議会を年に1回以上開催するものとします。

### （3）川西中央北エコまち協議会

本地区に関係する事業者、関係団体および市、学識経験者により構成される川西中央北エコまち協議会において、本実行計画および中央北まちづくり指針に基づきまちづくりが進められているかどうか、モニタリングを行うとともに、必要に応じて、情報提供、技術的支援を行います。また、本地域がめざすまちづくりの実現に向け専門的な立場として「川西中央北エコまち研究会」とも連携を図りながら進めていきます。

また、事業の成熟段階にあわせ、構成者の拡充や分科会等の創設を行います。



## 用語集

EV	電気自動車のこと
一次エネルギー	自然から採取されたままの物質を源としたエネルギー。石炭・石油・天然ガス・水力など。一方、電気、ガスなど一次エネルギーを加工したものを二次エネルギーという
運輸部門	移動に起因するもの(自動車、電車、バスなど)
カーシェアリング	自動車を複数の人で共同利用すること。
CASBEE(建築環境総合性能評価システム)	建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムのこと
コンバージョン	建物の用途変換のこと
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス、水力発電、太陽熱、地中熱など
サステナブル	持続可能なこと
産学官連携	民間企業(産)と大学などの教育機関・研究機関(学)や自治体等(官)が連携して、研究開発や事業を行ったりすること
自動ダンパ	排気等を自動で制御するもの
省エネ法	エネルギーの使用の合理化に関する法律。工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するための法律
地球温暖化問題	地球の表面は太陽エネルギーで温められ、熱の一部は大気中の二酸化炭素(温室効果ガス)に吸収されて、地球上に残る。大気中の二酸化炭素の量が程度なら、地球上の気温はほどよく保たれるが、都市活動等により二酸化炭素の量が増えすぎ、熱が余分に残ることで地球全体の温度が上がってしまうこと
中心市街地活性化区域	川西市中心市街地活性化基本計画において計画対象とされている区域のこと
都市基盤ストック	道路や公園、下水道など都市生活を支える基礎的なもので、すでに整備されている施設
都市経営コスト	都市基盤ストックの整備・維持・更新費用のこと
土地区画整理事業	道路や公園等の公共施設と宅地を一体的に整備し区画を整えることで、総合的にまちづくりを進める事業のこと
トップライト	天窓のこと
ナイトパーズ	夏場などに、冷たい夜間の外気導入を行い、館内の暖気を排出すること
ハイサイドライト	自然光利用のために計画的に設置した窓で、天井近く高い位置の壁面に設けられたもののこと
パッシブ	自然から与えられるエネルギーをうまく取り込んだり、遮蔽することで、一般的な暖房

	や冷房設備がなくても快適な室温を維持することができること
PHV	プラグインハイブリッド自動車のこと
PFI事業	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うこと
ヒートアイランド	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。空調器等から出される排熱や自動車の排熱や人工的な被覆(アスファルト等)の増加により引き起こされる
民生家庭部門	家庭の行動(家で使われる電気、ガス、灯油等)に起因するもの
民生業務部門	事務所や商業施設等の活動(使われる電気、ガス、灯油、重油等)に起因するもの
ライトシェルフ	太陽光直射を遮蔽しながら、庇の屋根部に反射した光を、室内天井部に反射させ、光を室内に取り込む建築的工夫のこと

